

豊明市第2次地域福祉計画
第4次地域福祉活動計画
【案】

令和2年2月
豊明市
豊明市社会福祉協議会

目 次

第1章 計画の概要	1
1 「地域福祉」とは.....	2
2 計画策定の趣旨と背景.....	3
3 計画の位置づけ	4
(1) 計画の根拠と役割.....	4
(2) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的策定.....	4
(3) 総合計画及びその他関連計画との関係.....	4
4 計画の期間.....	6
5 地域福祉を取り巻く動きと本市の取組	7
(1) 本市における各計画の推進状況.....	7
(2) 国における地域福祉施策について	10
第2章 豊明市の現状	11
1 統計データ等の状況.....	12
(1) 人口等の状況.....	12
(2) 子ども・子育ての状況.....	14
(3) 高齢者の状況.....	15
(4) 障がい者の状況.....	16
(5) その他支援を必要とする人の状況	17
2 地域の状況.....	18
3 アンケート調査の状況	20
(1) 概要	20
(2) 結果	21
4 団体ヒアリングシート調査の状況	33
(1) 概要	33
(2) 結果	34
第3章 基本理念・基本目標	37
1 基本理念	38
2 計画の推進イメージ	39
3 施策体系	40
4 重点施策	41
(1) 包括的な相談支援体制づくり ~誰一人として取り残さない社会へ~	41
(2) 多様な主体がつながる体制づくり ~地域の福祉課題を「自分ごと」に~	42
(3) 「あいさつ」から始まる、つながりあえる地域づくり ~市民による交流促進~ ...	43

第4章 施策の展開.....	45
基本目標1 支え合いの心を育む.....	46
(1) 福祉に触れ、福祉を「自分ごと」として考える機会づくり.....	47
(2) 身近な支え合い・助け合い活動の体験.....	50
基本目標2 支え合いを広げる人を育む.....	52
(1) 市民が地域福祉活動に取り組むための支援の充実.....	53
(2) 当事者団体・福祉団体の育成・活動支援.....	55
(3) 支え合い活動に携わるNPO・ボランティア団体等の育成と支援.....	56
基本目標3 支え合いの仕組みをつくる.....	58
(1) みんながいきいきと暮らし、役立てる仕組みづくり.....	59
(2) 隣近所からはじまる支え合いの仕組みづくり	61
(3) 誰もが集える地域の居場所づくり	63
(4) 地域の担い手同士の連携・協働の推進.....	66
(5) 市民一人ひとりに応じた福祉サービスの提供と適切な利用促進.....	68
(6) 生きづらさを抱える人に対する支援の充実.....	71
基本目標4 みんなが支え合うまちをつくる	73
(1) 支え合いを広げ、強固なものにする環境づくり	74
(2) 災害時に一人残らず避難できる体制づくりと安否確認	76
(3) 地域ぐるみで取り組む防犯活動・防犯対策の推進.....	78
(4) 「丸ごと」の支援を可能にする関係機関のネットワークの強化.....	80
 第5章 豊明市成年後見制度利用促進計画.....	81
豊明市成年後見制度利用促進計画の概要	82
(1) 計画策定の趣旨と背景.....	82
(2) 計画の位置づけ	82
(3) 計画の期間	82
(4) 豊明市の現状.....	83
基本目標1 支え合いの心を育む	84
基本目標2 支え合いを広げる人を育む	84
基本目標3 支え合いの仕組みをつくる	85
基本目標4 みんなが支え合うまちをつくる	86

第6章 計画の推進体制	87
1 推進体制.....	88
(1) 地域福祉推進の強化	88
(2) 市民と事業所との連携の強化.....	88
(3) 庁内の連携体制の強化.....	88
(4) 行政と社会福祉協議会との連携の強化.....	88
(5) 社会福祉協議会の組織強化.....	88
2 進行管理・評価	89
 資料編.....	91
1 策定の経過.....	92
2 策定委員会.....	93
(1) 豊明市地域福祉計画推進委員会運営規則.....	93
(2) 豊明市地域福祉計画推進委員会委員名簿	95
3 豊明市社会福祉協議会の事業紹介	96

第1章

計画の概要

1 「地域福祉」とは

「地域福祉」とは、それぞれの地域において人々が安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方のことであると、社会福祉法人全国社会福祉協議会では定義されています。

かつて、地域では、「おたがいさま」という言葉に代表される地域の支え合いや助け合いにより、人々の生活が営まれてきました。しかし、社会情勢や生活環境が大きく変化する中、地域の支え合いや助け合いの意識や基盤が弱まってきています。

このような状況の中、地域の課題や支援を必要とする人が表面化してきており、あらためて地域における相互扶助の仕組みや基盤づくりが求められています。

地域福祉の主体となるのは、地域に関わるすべての人です。地域に暮らすすべての人が日頃からつながりをもち、関わり合いながら、よりよい地域をめざします。

2 計画策定の趣旨と背景

近年、少子高齢化や人口減少、核家族化や単身世帯の増加、人々の価値観やライフスタイルの多様化等により、わたしたちを取り巻く社会情勢や生活環境が大きく変化しています。そのような中、地域との「つながり」が希薄化し、地域住民同士で支え合う場面や機会が減少していると言われています。

我が国では、高齢者や障がい者、乳幼児・児童に対し、社会全体で支援を行うことができるよう、公的な制度の整備や支援を行うための仕組みづくりを進められてきました。一方、近年では、ひとり暮らし世帯や高齢者のみの世帯の増加等に加え、ひきこもり、生活困窮者、自殺者の顕在化等、新たな課題も出てきています。このような多種多様な課題に対して、従来の縦割りの制度や役割分担では対応が難しくなっています。

このような状況を受け、国では、地域住民同士が支え合いながら住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる「地域共生社会」の実現へ向け、平成28年6月に「『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部」が設置されました。地域住民をはじめとした地域のあらゆる主体が「我が事」として地域社会に参画し、世代や分野の縦割りを超えて「丸ごと」つながることで、「地域共生社会」の実現をめざす方向性が示されています。

さらに、国は地域共生社会の実現に向け、地域で共生の文化を創出・定着させること、また、すべての地域構成員が参画できるよう連携の仕組みづくりをすること、そのための対話・協議をする場を設けること、地域で重層的なセーフティネットを構築することが必要だとしています。

このような社会潮流や国の動向、「豊明市地域福祉計画」「第3次地域福祉活動計画」において進められたこれまでの施策・取組等を踏まえ、本市における地域福祉施策を効果的に推進するため、「豊明市第2次地域福祉計画・第4次地域福祉活動計画」（以下、「本計画」という。）として一体的に策定します。

3 計画の位置づけ

(1) 計画の根拠と役割

「豊明市第2次地域福祉計画」は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に定める「市町村地域福祉計画」であり、本市における地域福祉施策の基本的な方向性を定めるものです。

また、「豊明市第2次地域福祉計画」の一部は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条第1項の規定に定める「市町村成年後見制度利用促進計画」として位置づけます。

「第4次地域福祉活動計画」は、豊明市社会福祉協議会が中心となり、福祉・保健分野に関わる関係団体や事業者等が一体となり、地域福祉を推進することを目的とした民間の活動・行動計画です。

(2) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的策定

地域福祉を推進する上で、地域福祉計画と地域福祉活動計画が同じ方向をめざし、連携することが重要です。このたび、「豊明市第2次地域福祉計画」と「第4次地域福祉活動計画」を一体的に策定することで、本市の今後の地域福祉の方向性について、理念と実践を共有し、本市における地域福祉施策の効果的な推進を図ります。

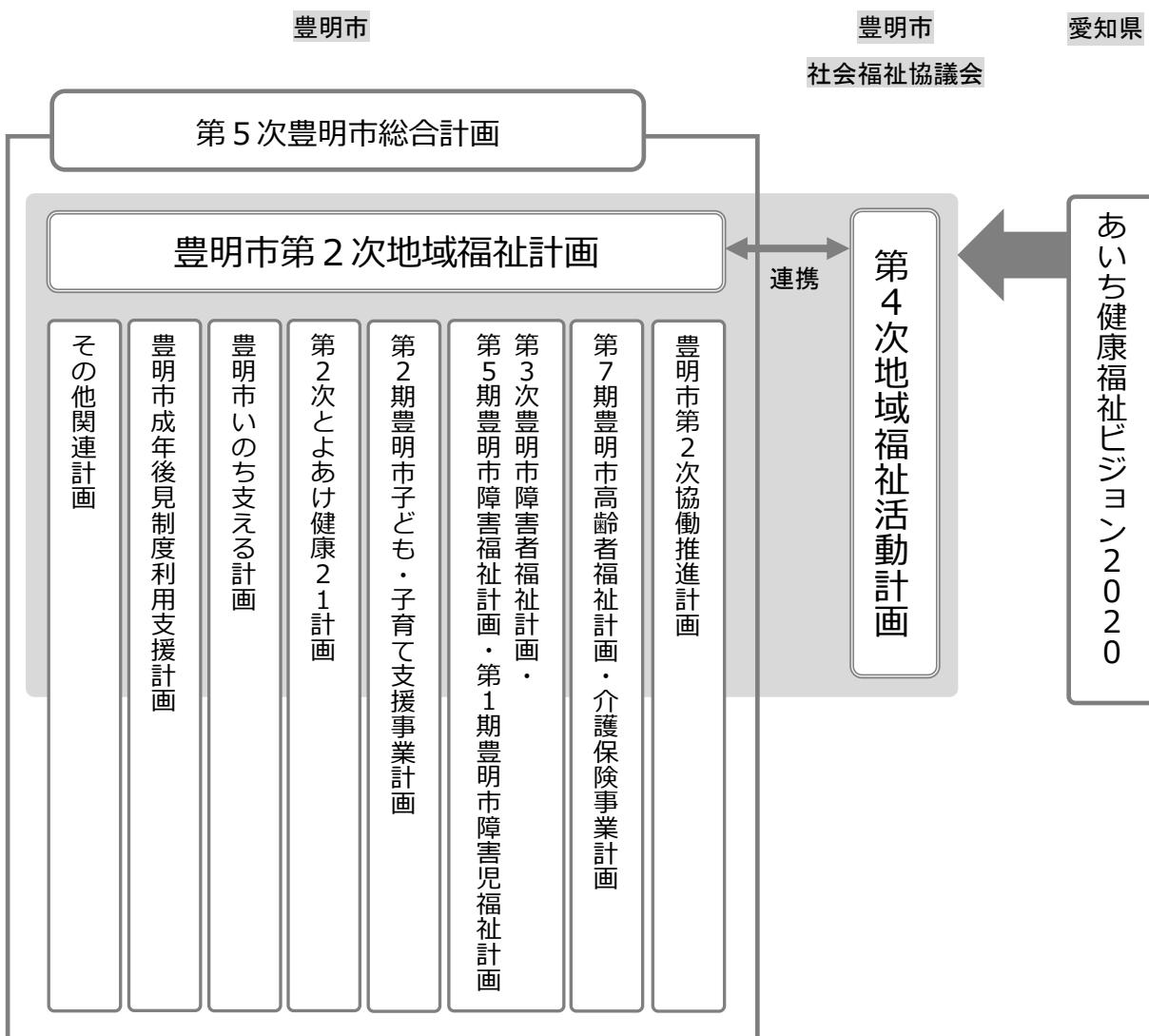
(3) 総合計画及びその他関連計画との関係

本市の最上位計画である「第5次豊明市総合計画」では、将来のめざすまちの将来像を「みんなでつなぐ しあわせのまち とよあけ」とし、その実現のための目標として40のめざすまちの姿を設定しています。

「豊明市第2次地域福祉計画」は、この総合計画に次ぐ福祉分野の上位計画とし、多くのめざすまちの姿に関連する計画となっています。

したがって、総合計画はもとより、これまでに策定され、実行されてきた各福祉関連計画の下位計画や施策との整合を図りながら策定することで、めざすまちの未来像の実現につなげていきます。

■他計画との関係



■第5次豊明市総合計画（2016年度～2025年度）

まちの未来像

『みんなでつなぐ しあわせのまち とよあけ』

「めざすまちの姿」のうち、本計画で取組を具体化している主なもの

- 2 多様な主体が連携して、将来を見据えた医療や福祉の戦略を実行しており、市民が安心している
- 4 いじめや自殺、引きこもりがない
- 15 誰もが身近に寄り合える場所があり、地域の人と支え合いながら孤立することなく暮らすことができている
- 16 支援が必要な人の家族の負担が軽減され、日常生活で困ってない
- 19 防災を行政任せにせず、普段から家庭と地域の準備と連携が十分できており、災害時には助け合うことができる
- 34若い世代も地域で活動し、地域の自治力が高まっている

4 計画の期間

本計画の計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間です。

■計画の期間

年度	H22	⋮	H29	H30	H31 (R1)	R2	R3	R4	R5	R6	
地域福祉 計画	豊明市地域福祉計画										
地域福祉 活動計画	⋮	豊明市第2次地域福祉計画・ 第4次地域福祉活動計画 (本計画)									

5 地域福祉を取り巻く動きと本市の取組

(1) 本市における各計画の推進状況

平成 22 年 3 月に、本市として初めての「豊明市地域福祉計画」を策定しました。地域福祉の将来像として「みんなで支える 安心・しあわせ社会～身近なところから無理なく始める福祉のまちづくり～」を掲げ、4 つの目標に基づき施策を展開してきました。

また、豊明市社会福祉協議会においては、平成 19 年 3 月に第 1 次となる「地域福祉活動計画」を策定しました。平成 29 年 3 月には第 3 次計画を策定し、基本理念として「みんなで創る地域の未来 主役のあなたを支えます」を掲げ、社会福祉協議会における取組を体系的に示しています。

■ 「豊明市地域福祉計画」の推進状況

基本目標	取組内容・課題等
1 市民による地域福祉活動の推進	<p>主に区・町内会の取組や身近な地域での見守り、地域でちょっとした困りごとを抱える人に対する支援活動の活性化、交流の場・機会の創出等に関する施策を推進してきました。</p> <p>平成 22 年 3 月には、市民による地域活動を支援する「協働のまちづくりをすすめる地域社会活動推進条例」が制定され、地域福祉も含めた幅広い協働のまちづくりを推進する方向性を打ち出しました。市民による地域福祉活動は、市民生活の幅広い分野でさらに活性化していく必要があります。</p> <p>また、近年では外国人市民※が増加していることや、町内会等の地域組織活動の加入率が低下していること等、地域課題が多様化しています。特に市民活動・地域福祉活動の担い手不足への対策が求められています。</p>

* 外国人市民

本市に住んでいる人のうち、外国籍の人や帰化して日本国籍を取得した人、国際結婚によって生まれた日本国籍の子ども等、日本国籍を有しているながら、外国につながる背景をもつ人のこと。

基本目標	取組内容・課題等
2 地域福祉の取り組みを下支えする施策の充実	<p>主に市民に対する福祉の意識づくりや団体支援、連携支援等に関する施策を推進してきました。</p> <p>障がい者等に対する差別解消や権利擁護等に関する法整備が整っているものの、人々の福祉に対する意識は深まっているとは言えず、引き続き、「共生」の意識づくりや福祉教育を推進していく必要があります。</p> <p>地域の福祉団体や組織についても、幅広いまちづくり活動等において活性化しています。高齢者福祉・介護保険分野における多職種連携の取組や、区・町内における活動支援等、市民の活動を活性化させるための取組を進めてきました。さらに、企業等、新たな価値観で地域福祉活動と関わりを持つ主体も増加し、地域福祉活動を支える社会資源が充実しつつあります。</p>
3 公的な福祉サービスの充実と適切な利用の推進	<p>支援を必要とする市民が福祉サービスを利用するための相談、支援体制づくり、各種サービスの充実等に関する施策を推進してきました。</p> <p>福祉サービスについては、児童、高齢者、障がい者といった、各種福祉サービスに関する市の計画が策定され、質・量ともに充実が図られています。一方で、貧困やひきこもり、分野横断的な課題を持つ市民等への対応の充実が求められています。</p>
4 安全・安心なまちづくりに向けた取り組みの推進	<p>主にバリアフリーのまちづくりや防災・防犯等、市民の安全や権利を守る地域福祉の取組について推進してきました。</p> <p>近年では大規模災害が頻発化・激甚化していることや、特殊詐欺等の犯罪被害の増加、認知症高齢者の増加等により権利擁護が必要な人が増えていること等、市民の安全・安心を脅かす問題が増加しており、福祉の視点からの対策がより一層重要となっています。</p>

■豊明市社会福祉協議会「第3次地域福祉活動計画」の推進状況

基本目標	取組内容・課題等
1 ともに地域でくらし続けられる“つながり”を大切にします	あいさつ・声かけの促進や地域での連携強化、個人情報保護、地域活動のコーディネートに関する取組で構成しています。 地域課題に対し、「我が事」「丸ごと」の取組を進めるための地域の基盤づくりを進めており、今後も継続して住民主体による地域力の強化をめざしていく必要があります。
2 よりそい助けあえる心を“育て”ます	講座の開催、ボランティアの育成、地域行事への支援、共生社会の実現等に関する取組で構成しています。 福祉に関する理解促進と意識の向上を図るとともに、地域のリーダーやボランティア等の育成を図っていますが、地域福祉の人材不足は継続した課題であり、取組の充実が求められます。
3 あたたかい心でそっと“支え”ます	支えあい・見守りや福祉マップ、地域サロン、買い物・外出支援等に関する取組で構成しています。 高齢者や障がい者への福祉サービスの提供はもちろんのこと、自立生活相談センターなど相談窓口を設置し、制度の狭間にいる人への支援の充実を図っています。 また、南部地区社会福祉協議会や老人福祉センターにおいても、相談窓口を定期的に設置し、市民が気軽に立ち寄り相談できる場を拡大しましたが、複雑多様化しており、関係機関と連携しながら、あらゆる困りごとに応える体制を強化していく必要があります。
4 健全な理想の地域福祉を推進する法人になります	社会福祉協議会の組織づくりや人材育成、組織改革等に関する取組で構成しています。 本市の地域福祉推進の要となる組織として、より一層の機能強化を図るとともに、サービスや事業等において行政との連携を強化していく必要があります。

(2) 国における地域福祉施策について

本市と社会福祉協議会の各計画が策定されて以降、国においても福祉を取り巻く各種制度等の改正が多くありました。

地域福祉に求められる役割の重要性がより一層増している中、行政、社会福祉協議会と地域住民等の多様な主体が協力し合いながら、様々な取組の改善・充実を図るとともに、新たな方向性も踏まえた取組が必要となっています。

成立年	法律名等
平成9年	介護保険法
平成12年	社会福祉法（社会福祉事業法からの改正）
	児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）
平成13年	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律
平成15年	次世代育成支援対策推進法
平成17年	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者自立支援法）
	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
平成24年	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）
	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）
	子ども・子育て支援法
平成25年	生活困窮者自立支援法
	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）
	子どもの貧困対策の推進に関する法律
平成28年	「地域共生社会実現本部」の設置
	自殺対策基本法の改正
	成年後見制度の利用の促進に関する法律
	「ニッポン一億総活躍プラン」閣議決定
	再犯の防止等の推進に関する法律
平成29年	社会福祉法の改正
	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）の改正
	「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」通知

第2章

豊明市の現状

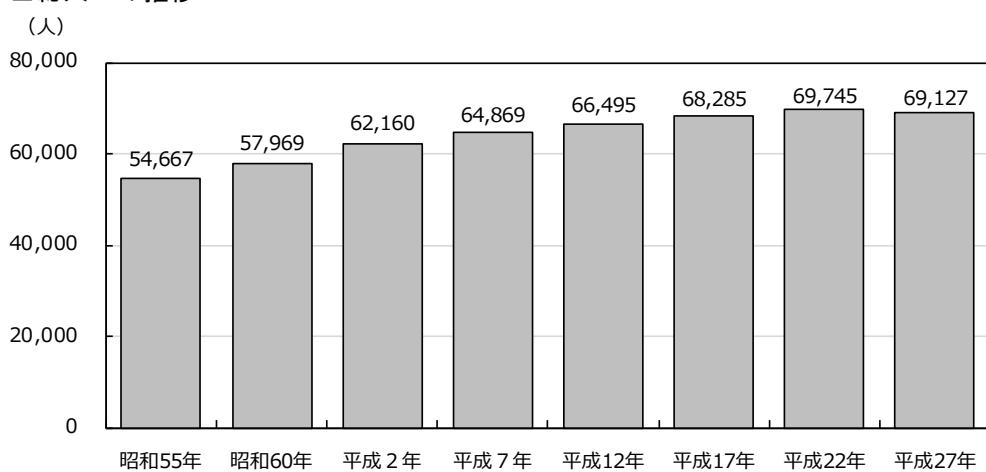
1 統計データ等の状況

(1) 人口等の状況

本市の総人口は、平成27年現在、69,127人となっています。推移をみると、平成22年まで増加傾向にありましたが、平成22年から平成27年にかけて減少しています。

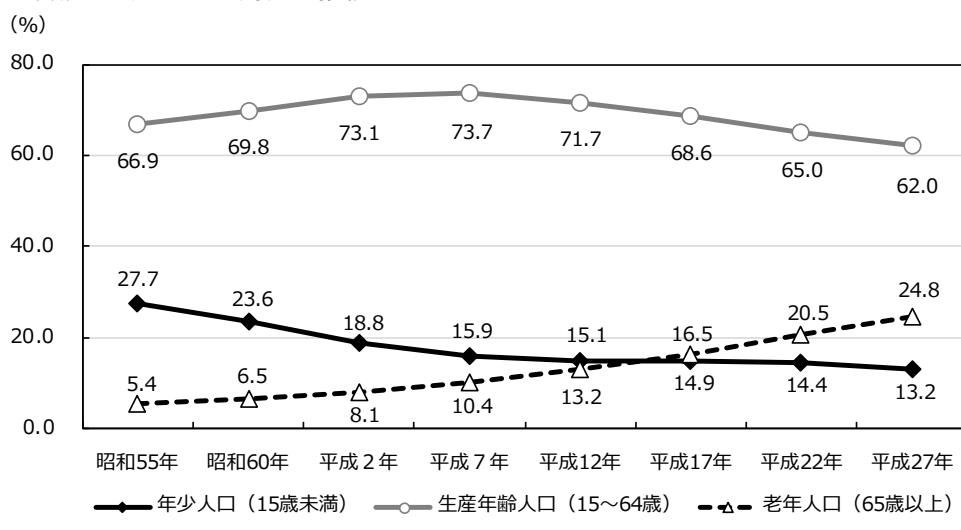
年齢3区分別人口割合の推移をみると、平成17年以降、年少人口（15歳未満）の割合を老年人口（65歳以上）の割合が上回っています。また、生産年齢人口割合（15～64歳）は平成7年をピークに減少傾向にあります。

■総人口の推移



資料：国勢調査

■年齢3区分別人口割合の推移

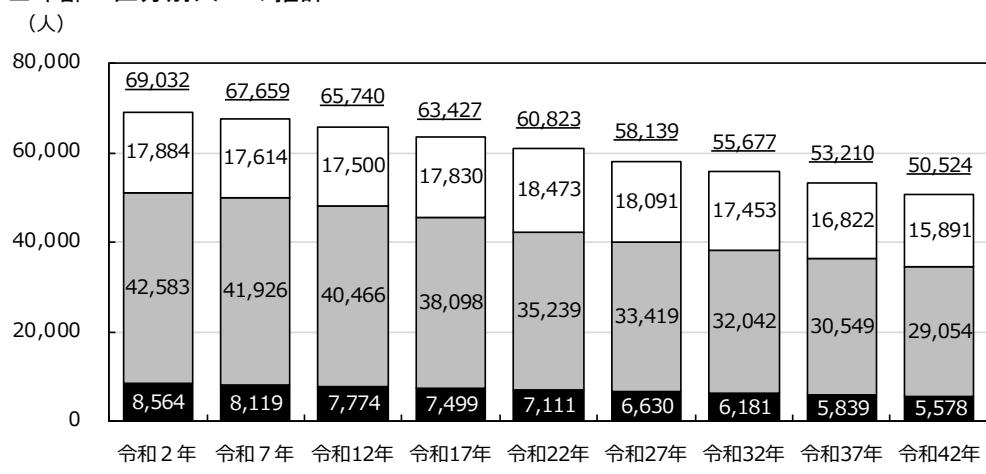


資料：国勢調査

推計によると、今後は総人口が減少傾向となることが見込まれています。年齢3区分別にみると、特に年少人口と生産年齢人口が大きく減少することが見込まれています。

総世帯数は、平成27年現在、27,504世帯となっています。推移をみると、増加傾向にあります。一方、1世帯当たり人員数は減少傾向にあります。

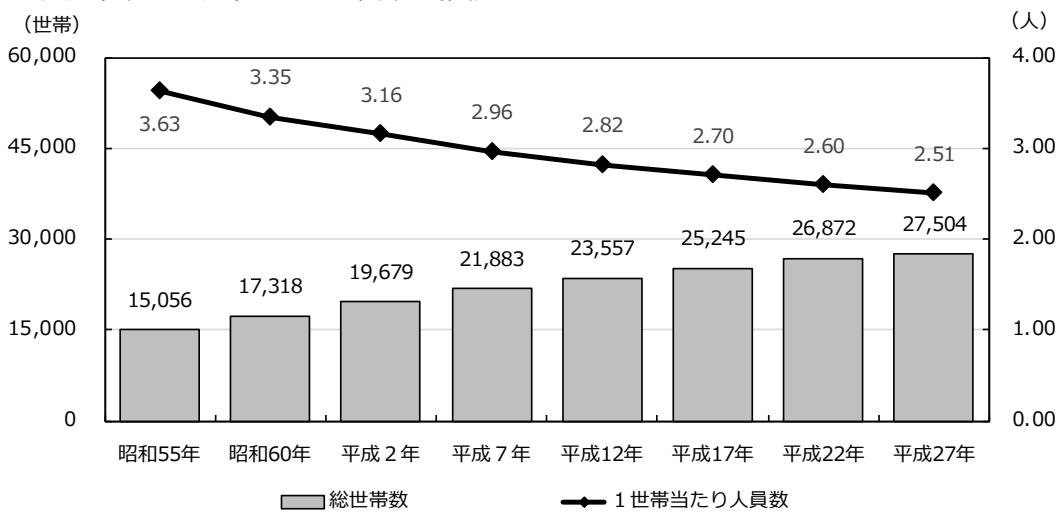
■年齢3区分別人口の推計



■年少人口（15歳未満） □生産年齢人口（15～64歳） □老年人口（65歳以上） 合計

資料：豊明市人口ビジョン・まち・ひと・しごと創生総合戦略

■総世帯数・1世帯当たり人員数の推移



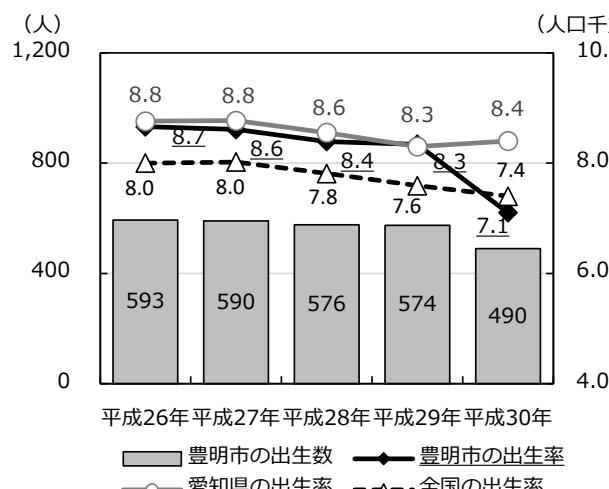
資料：国勢調査

(2) 子ども・子育ての状況

出生数・出生率の推移をみると、いずれもやや減少傾向にあります。

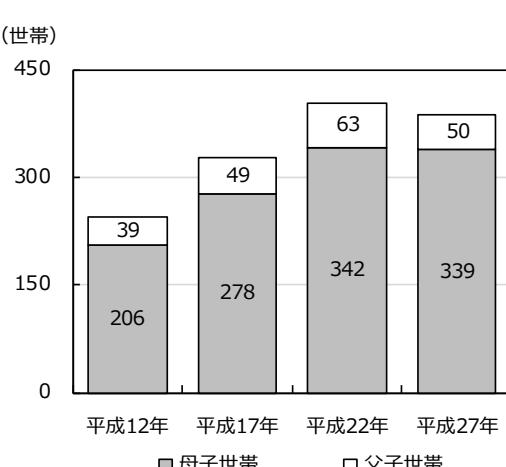
母子世帯数・父子世帯数の推移をみると、平成22年まで増加傾向にありましたが、平成22年から平成27年にかけて減少しています。

■出生数・出生率の推移



資料：愛知県衛生年報

■母子世帯数・父子世帯数の推移

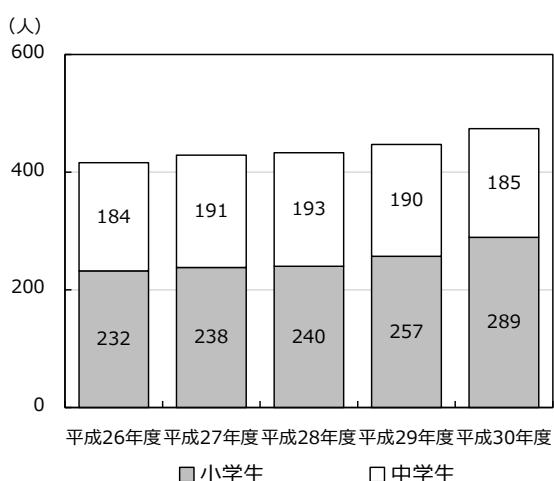


資料：国勢調査

就学援助認定者数の推移をみると、小学生で平成26年度以降増加傾向にあります。また、中学生では平成28年度まで増加傾向にありました。

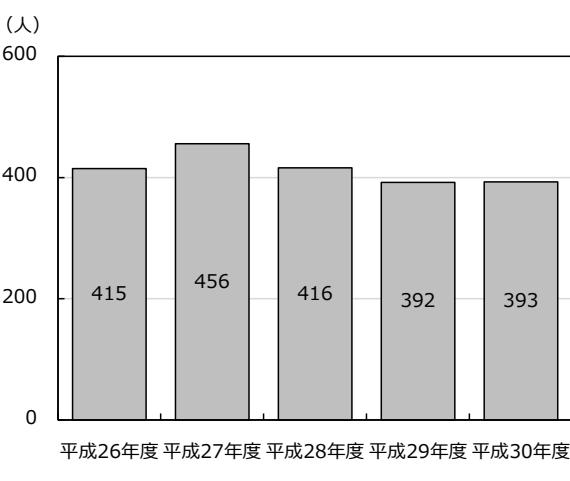
児童扶養手当給付者数の推移をみると、平成27年度以降減少傾向にあります。

■就学援助認定者数の推移



資料：学校教育課

■児童扶養手当給付者数の推移



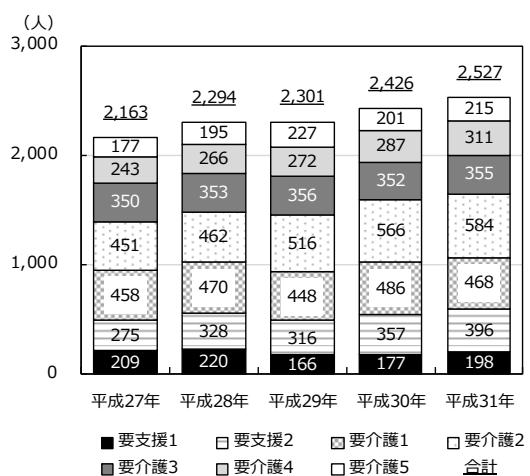
資料：子育て支援課

(3) 高齢者の状況

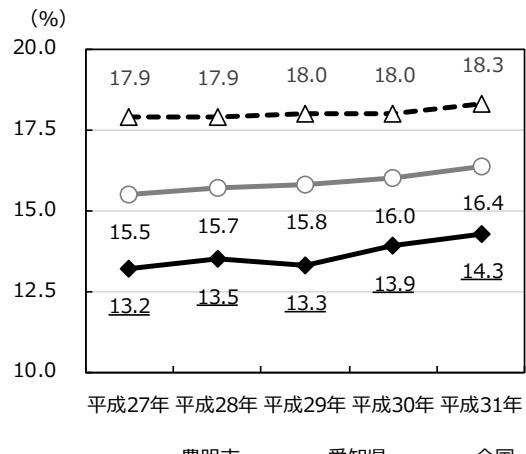
要支援・要介護認定者数の推移をみると、増加傾向にあり、平成31年では2,527人となっています。

要介護認定率の推移をみると、おむね増加傾向にあります。愛知県、全国と比較すると、低くなっています。

■要支援・要介護認定者数の推移



■要介護認定率の推移

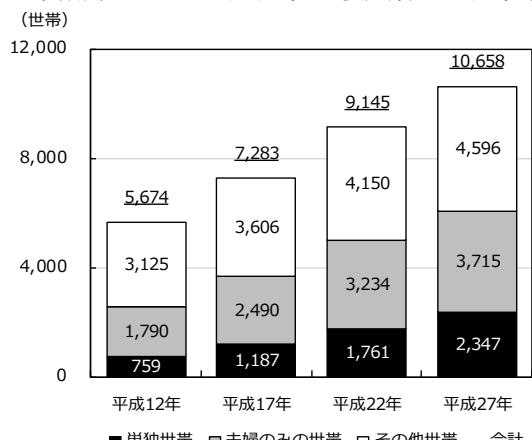


資料：地域包括ケア「見える化」システム（各年3月末現在）

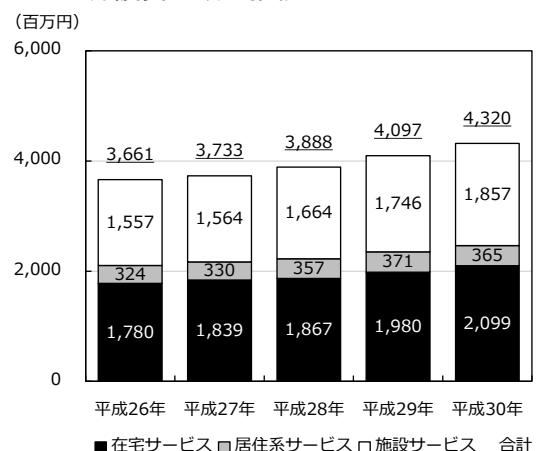
高齢者のいる一般世帯の家庭類型別世帯数の推移をみると、増加傾向にあり、平成27年では10,658世帯となっています。

介護費用額は、平成30年現在、43億2,048万円となっており、継続して増加傾向にあります。

■高齢者のいる一般世帯の家庭類型別世帯数の推移



■介護費用額の推移



資料：国勢調査

資料：地域包括ケア「見える化」システム

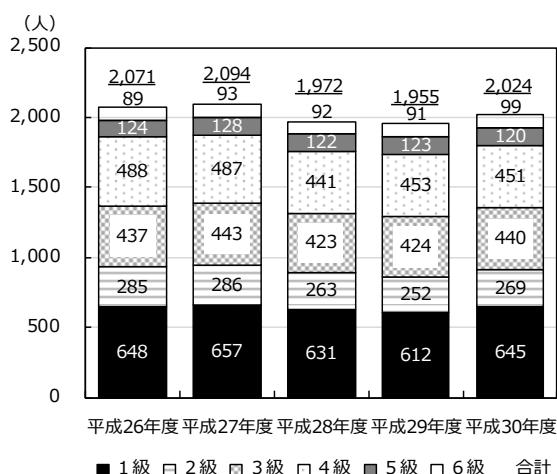
（各年3月末現在）

(4) 障がい者の状況

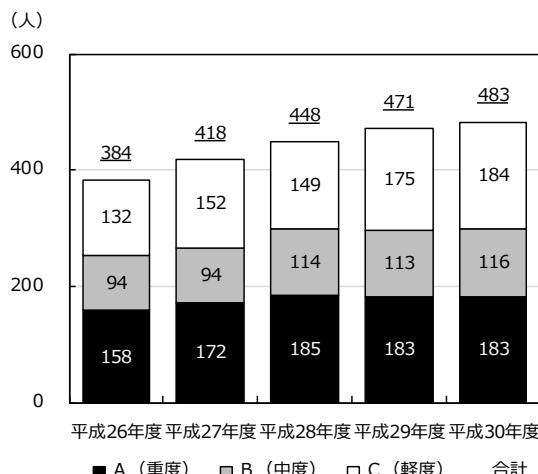
身体障害者手帳所持者数は、平成30年度現在、2,024人となっています。推移をみると、平成27年度まで増加傾向にありましたが、平成27年度から平成29年度にかけて減少しています。

療育手帳所持者数の推移をみると、増加傾向にあり、平成30年度現在、483人となっています。

■身体障害者手帳所持者数の推移



■療育手帳所持者数の推移

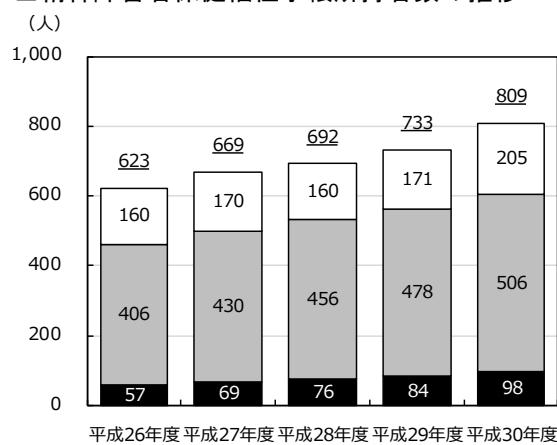


資料：社会福祉課

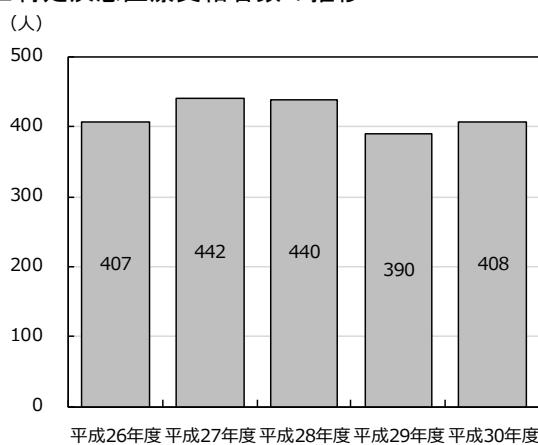
精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、増加傾向にあり、平成30年度現在、809人となっています。

特定疾患医療受給者数は、平成30年度現在、408人となっています。推移をみると、平成27年度の442人をピークに、近年はやや減少傾向にあります。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



■特定疾患医療受給者数の推移



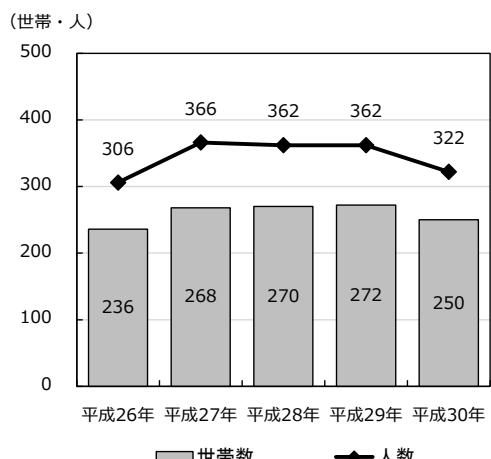
資料：社会福祉課

(5) その他支援を必要とする人の状況

生活保護世帯数・受給者数は、平成30年現在、250世帯、322人となっています。推移をみると、平成27年まで増加傾向にありましたが、その後横ばい～減少傾向となっています。

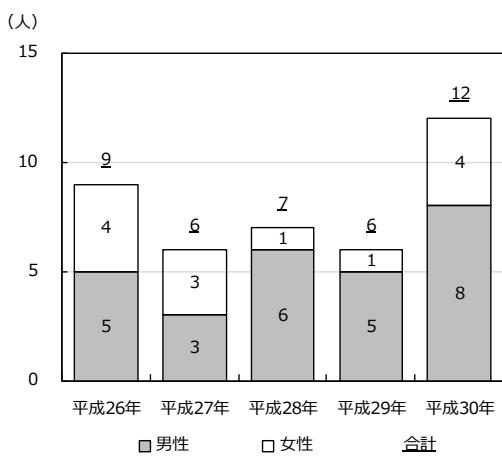
自殺者数の推移をみると、年により変動はありますが、平成30年では、12人となっています。

■生活保護世帯数・受給者数の推移



資料：社会福祉課（各年度3月末）

■自殺者数の推移

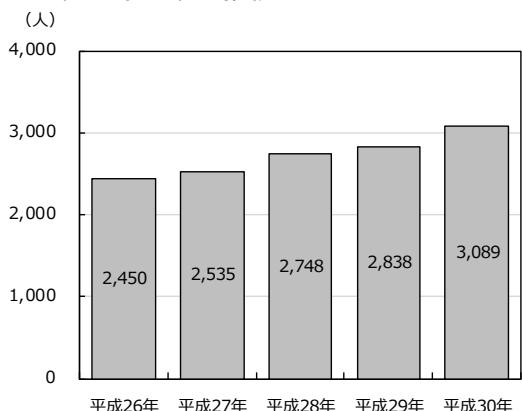


資料：自殺の統計（厚生労働省）

外国人市民数の推移をみると、増加傾向にあり、平成30年現在、3,089人となっています。

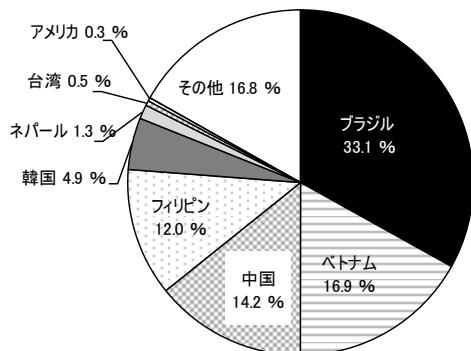
国籍別にみると、ブラジル国籍が最も高く、次いで、ベトナム国籍、中国国籍となっています。

■外国人市民数の推移



資料：在留外国人統計
(各年12月末現在)

■国籍別外国人市民数の状況



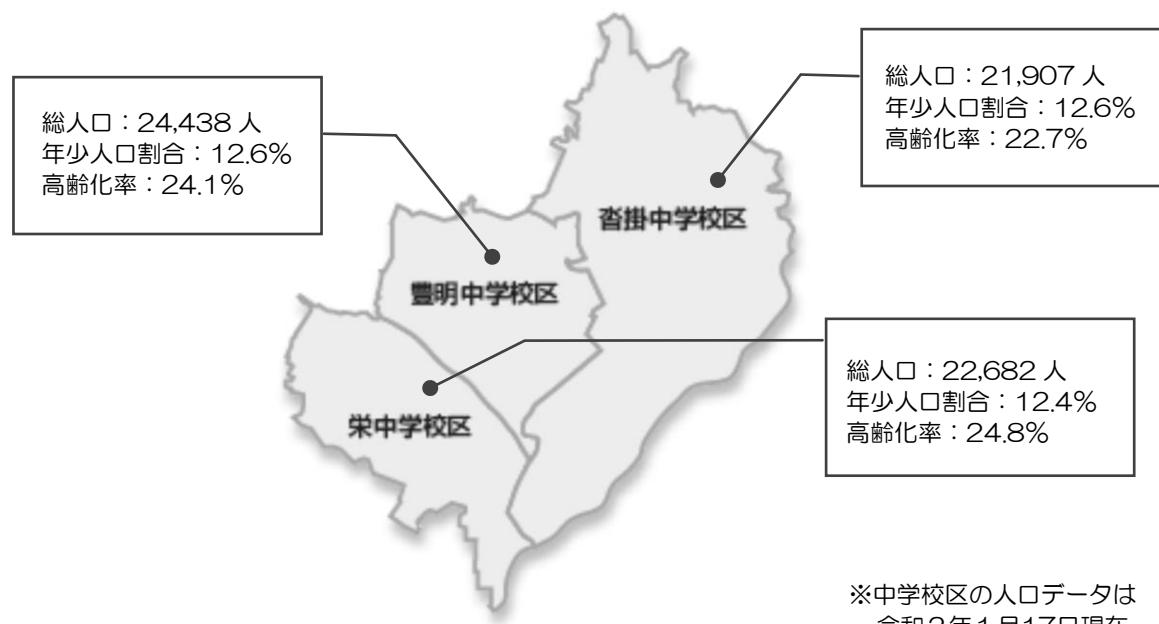
資料：在留外国人統計
(平成30年12月末現在)

2 地域の状況

第5次豊明市総合計画では、多様な主体者との協働により、計画の目標となる40のめざすまちの姿を実現することとしています。その中で、地域コミュニティをまちづくりの重要な主体者と捉え、「地域でできることは地域で」という地域経営の第一歩として、おおむね市内3中学校区（沓掛中学校区・豊明中学校区・栄中学校区）単位をモデルとした地域別計画を策定しました。

市民自身がより身近な地域の取組や課題を認識し、地域の実情に合った活動の実施が求められます。

■ 3中学校区（沓掛中学校区・豊明中学校区・栄中学校区）の特徴



※中学校区の人口データは
令和2年1月17日現在。

■沓掛中学校区の取組例

沓掛中学校区 老人クラブから広がる地域の居場所！ 高齢者が元気な地域は誰にでもやさしい地域だった

○場所：上高根老人憩いの家、円福寺本堂

○内容：サロン活動

地域の方が気軽に集まることができる居場所として、高齢者主催でサロンを行っています。子どもでも楽しめるような講座を開催し、普段、関わり合うことが少ない多世代への関心が芽生えています。地域のお寺はこれから地域活動の拠点として広がりが期待されます。



■豊明中学校区の取組例

豊明中学校区

産官学の地域包括ケア 豊明団地けやきいきいきプロジェクト

○場所 : 豊明団地周辺

○内容 : 医療機関、居住の場、行政の連携による支援体制づくり

豊明団地とその周辺地域の特徴的な課題に対応した「地域包括ケア」の取組を進めるため、平成26年度から藤田医科大学、UR都市機構中部支社、豊明市の三者協定により「けやきいきいきプロジェクト」を立ち上げ、団地自治会や企業等多くの参加を得ながら、新たなサービスを創出する等発展しています。豊明団地周辺に集約された医療福祉資源を最大限活用しつつ、市内他地域への横展開を図っています。

藤田医科大学

- まちかど保健室の運営
- 学生・教職員の団地居住
- コミュニティ活動支援
- 団地をフィールドとした地域の医療介護人材育成



UR 都市機構

- 拠点施設の整備
- 学生向け居室の整備



豊明市

- プロジェクト会議の運営
- 企業等の協力要請
- 地域包括支援センターの整備
- 病後児保育室の整備
- 医療介護サポートセンター整備



■栄中学校区の取組例

栄中学校区

“ご近所”でないとできない！ “つながりづくり”から“生活支援”まで

○場所 : 桶狭間区内（桶狭間区民会館、桶狭間区山ノ神集会所）

○内容 : 生活支援、にこにこ子育てカフェ、まちかど運動教室、学童登下校の見守り、青色防犯パトロール

市民自身の気づきからご近所同士で助け合い、暮らし続けられるよう、生活支援の活動が開始されました。高齢者の生きがいづくりにつながる活動を進める中で、子育て世代にも地域の居場所が必要ではないか、との気づきが生まれ、サロンを開始。このサロンから、多世代へのつながりづくりへと広がっています。



3 アンケート調査の状況

(1) 概要

本計画策定の基礎資料とするため、市内在住の18歳以上の一般市民2,000人、市内の民生委員・児童委員99人を対象に地域福祉に関するアンケート調査を実施しました。

市民を対象とするアンケート調査では、地域福祉に対する意識や地域活動への参加意向、支援を必要とする人に対する施策等、市民視点から本市の地域福祉の状況や施策のニーズを把握することを目的としました。

民生委員・児童委員を対象とするアンケート調査では、地域での福祉活動の状況や今後必要な取組、他団体との連携状況等、地域で福祉活動を行っている方の視点から本市の地域福祉の状況や施策のニーズを把握することを目的としました。

■アンケート調査の概要

区分	市民アンケート調査	民生委員・児童委員アンケート調査
調査地域	豊明市内全域	豊明市内全域
調査対象	市内在住の18歳以上の一般市民	市内の民生委員・児童委員
抽出方法	無作為抽出	全数調査
調査方法	郵送配布・郵送回収	直接配布・直接回収
調査期間	令和元年6月26日～7月10日	令和元年6月20日～7月19日

■アンケート調査の回収結果

種類	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
市民	2,000	823	41.2%
民生委員・児童委員	99	82	82.8%

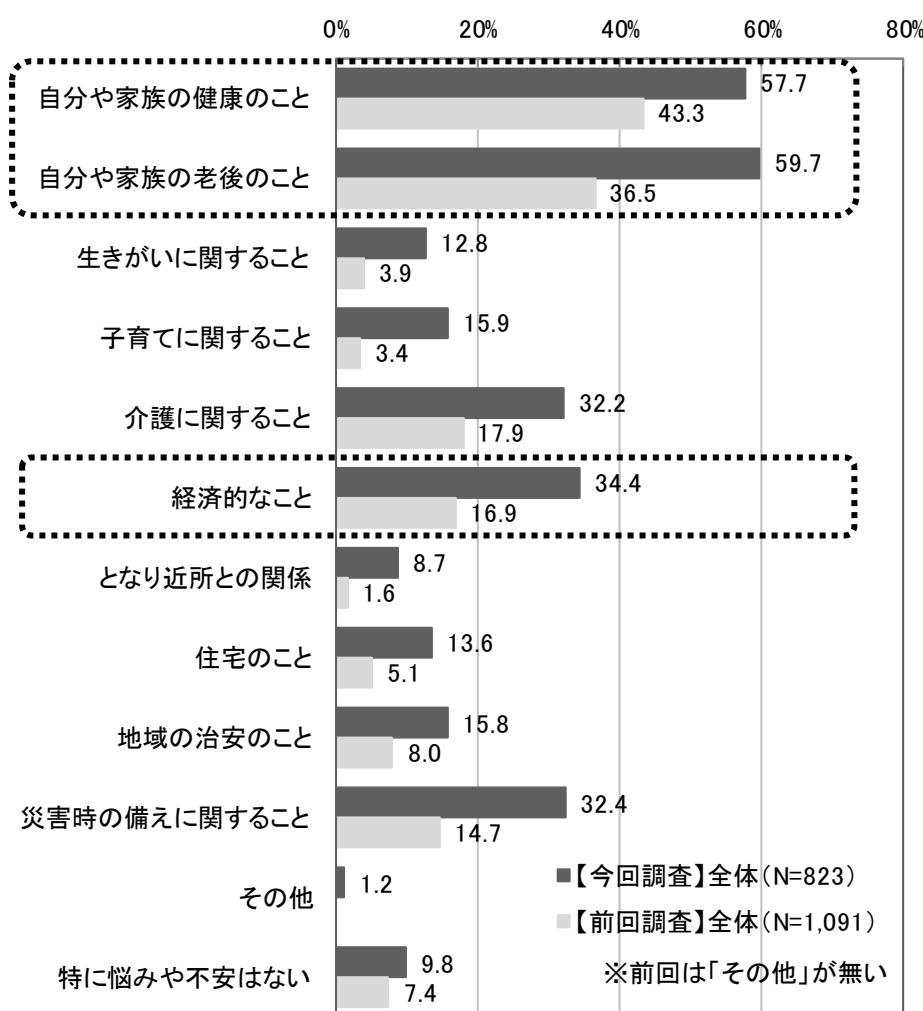
■グラフ等をみる際の留意点

- ・グラフ中の「N」とは、Number of Cases の略で、各設問に該当する回答者総数を表します。
- ・「単数回答」は選択肢に対し1つだけに○をつけるもの、「複数回答」は、あてはまるものすべてに○をつけるもの等を表します。

(2) 結果

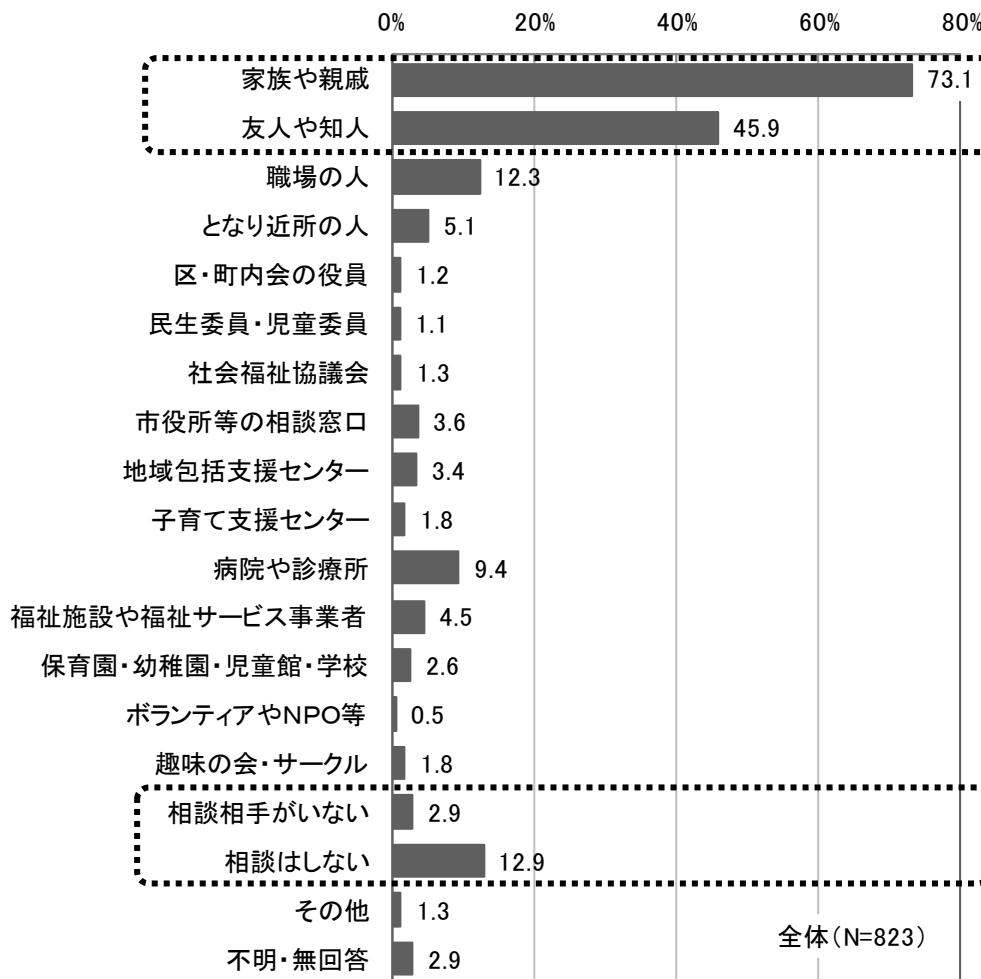
① 日常生活において感じている悩みや不安の内容（市民・複数回答）

「自分や家族の老後のこと」が59.7%と最も高く、次いで「自分や家族の健康のこと」が57.7%、「経済的なこと」が34.4%となっています。前回調査と比較すると、「自分や家族の老後のこと」が23.2ポイント増加しています。



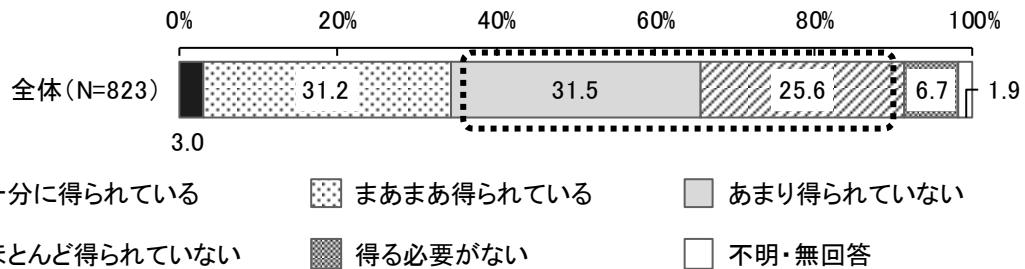
② 悩みや不安の相談先（市民・複数回答）

「家族や親戚」が73.1%と最も高く、次いで「友人や知人」が45.9%、「相談はしない」が12.9%となっています。なお、「相談相手がない」は2.9%となっています。



③ 福祉の情報の入手状況（市民・単数回答）

『得られている』が34.2%、『得られていない』が57.1%、「得る必要がない」が6.7%となっています。



※本設問の選択肢は、以下のとおり合算して表現しています。

『得られている』 … 「十分に得られている」と「まあまあ得られている」の合算

『得られていない』 … 「あまり得られていない」と「ほとんど得られていない」の合算

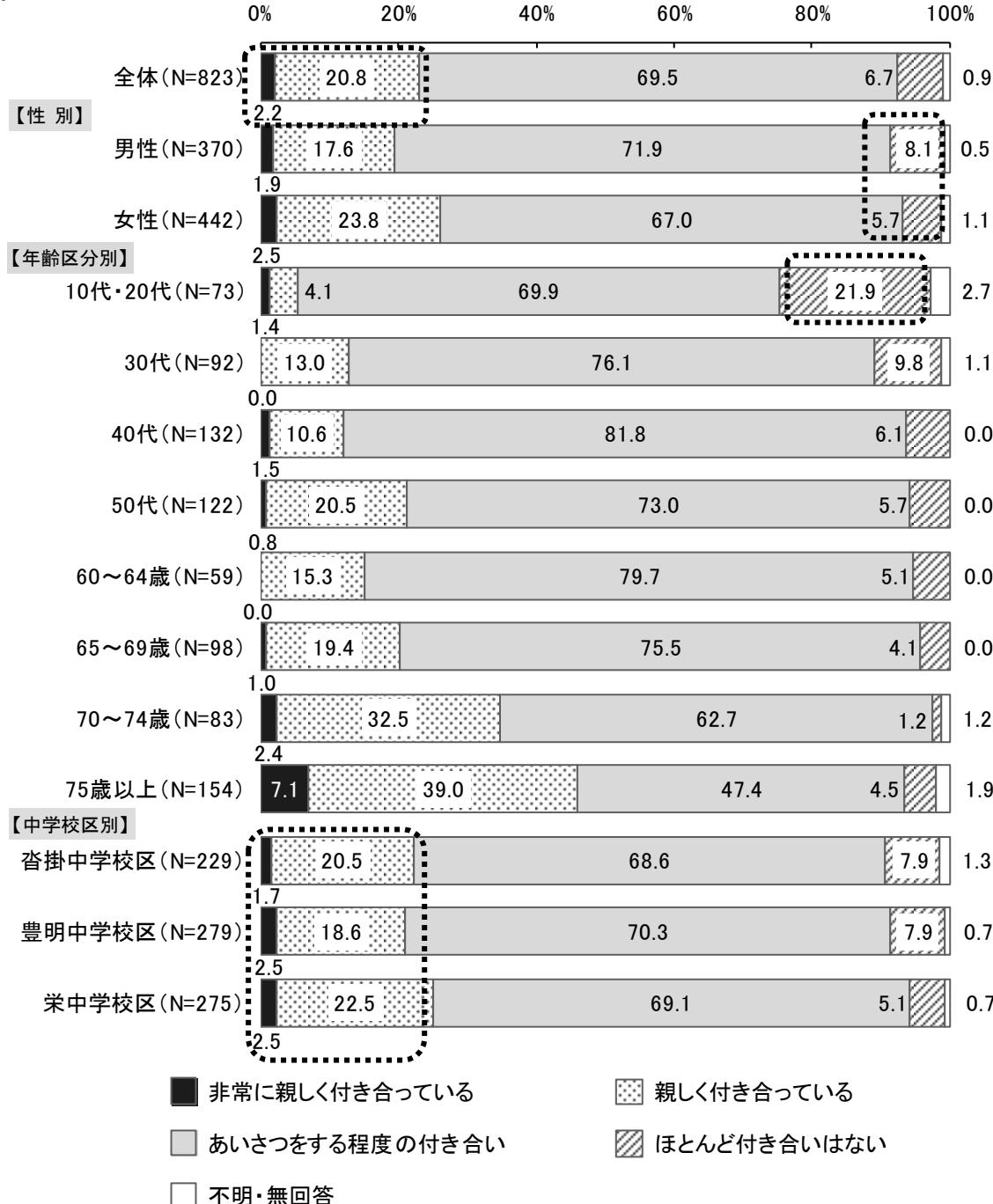
④ 近所付き合いの程度（市民・単数回答）

全体では『親しく付き合っている』が23.0%、「あいさつをする程度の付き合い」が69.5%、「ほとんど付き合いはない」が6.7%となっています。

性別では、男女ともに「ほとんど付き合いはない」が1割弱となっています。

年齢区分別では、10代・20代で「ほとんど付き合いはない」が21.9%と、他の年代と比べて高くなっています。

中学校区別では、いずれの中学校区でも『親しく付き合っている』は2割強となっています。

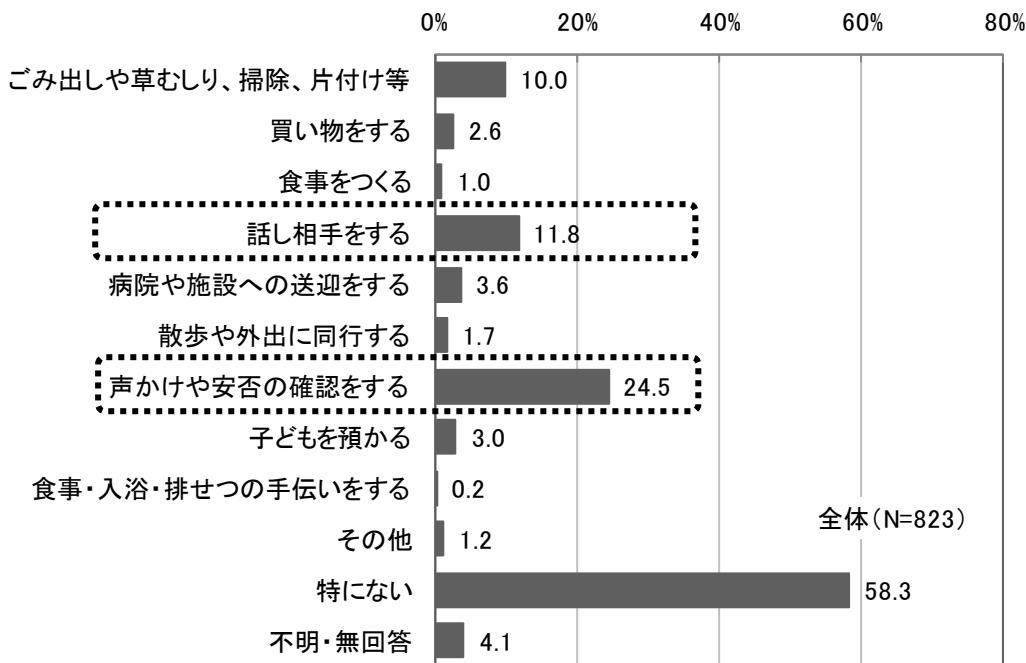


※本設問の選択肢は、以下のとおり合算して表現しています。

『親しく付き合っている』 … 「非常に親しく付き合っている」と「親しく付き合っている」の合算

⑤ となり近所の人にしてほしい手助けや協力（市民・複数回答）

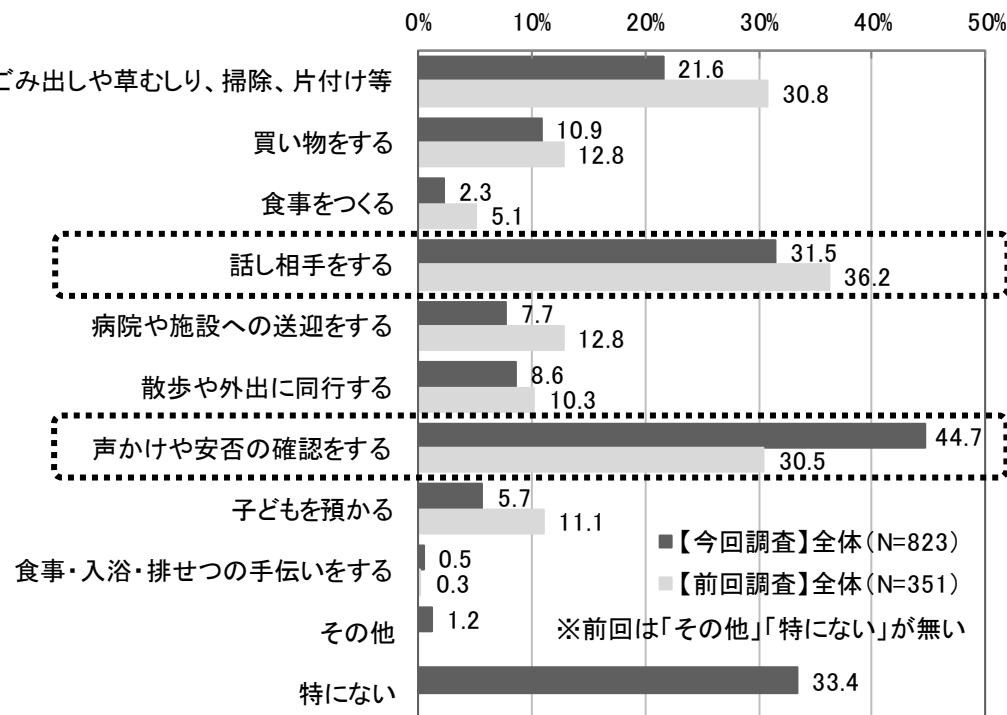
「声かけや安否の確認をする」が24.5%、「話し相手をする」が11.8%となっています。



⑥ となり近所にできる手助けや協力（市民・複数回答）

「声かけや安否の確認をする」が44.7%、「話し相手をする」が31.5%となっています。

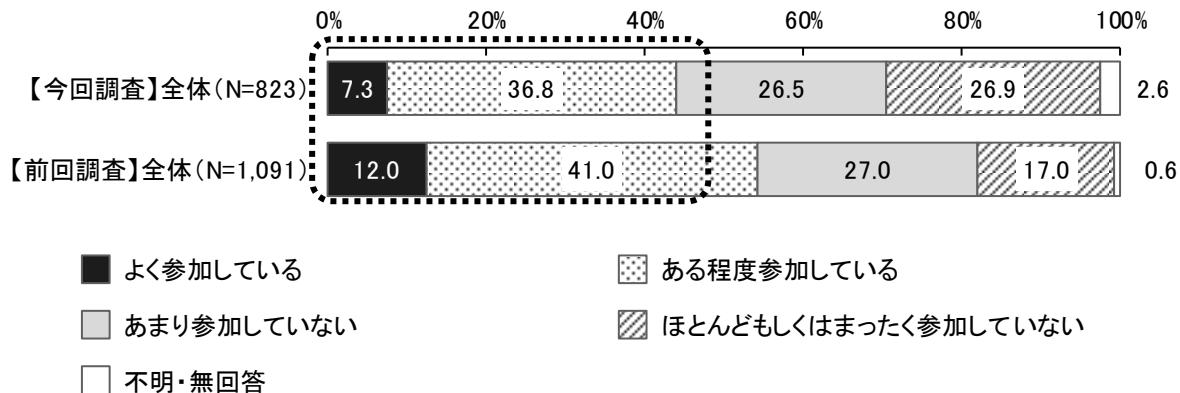
前回調査と比較すると、「声かけや安否の確認をする」が14.2ポイント増加しています。



⑦ 区・町内会等の活動への参加状況（市民・単数回答）

『参加している』が44.1%、『参加していない』が53.4%となっています。

前回調査と比較すると、『参加している』が8.9ポイント減少しています。



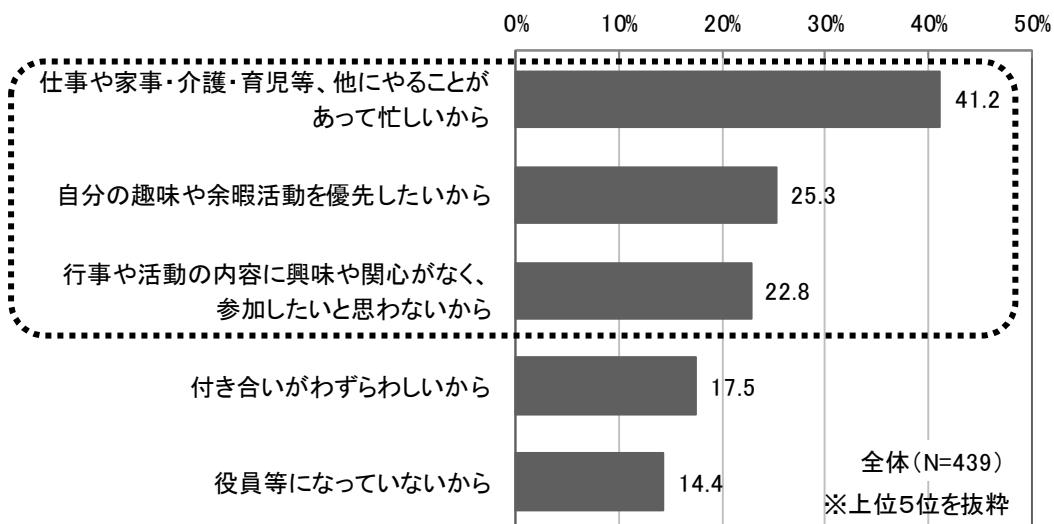
※本設問の選択肢は、以下のとおり合算して表現しています。

『参加している』…「よく参加している」と「ある程度参加している」の合算

『参加していない』…「あまり参加していない」と「ほとんどもしくはまったく参加していない」の合算

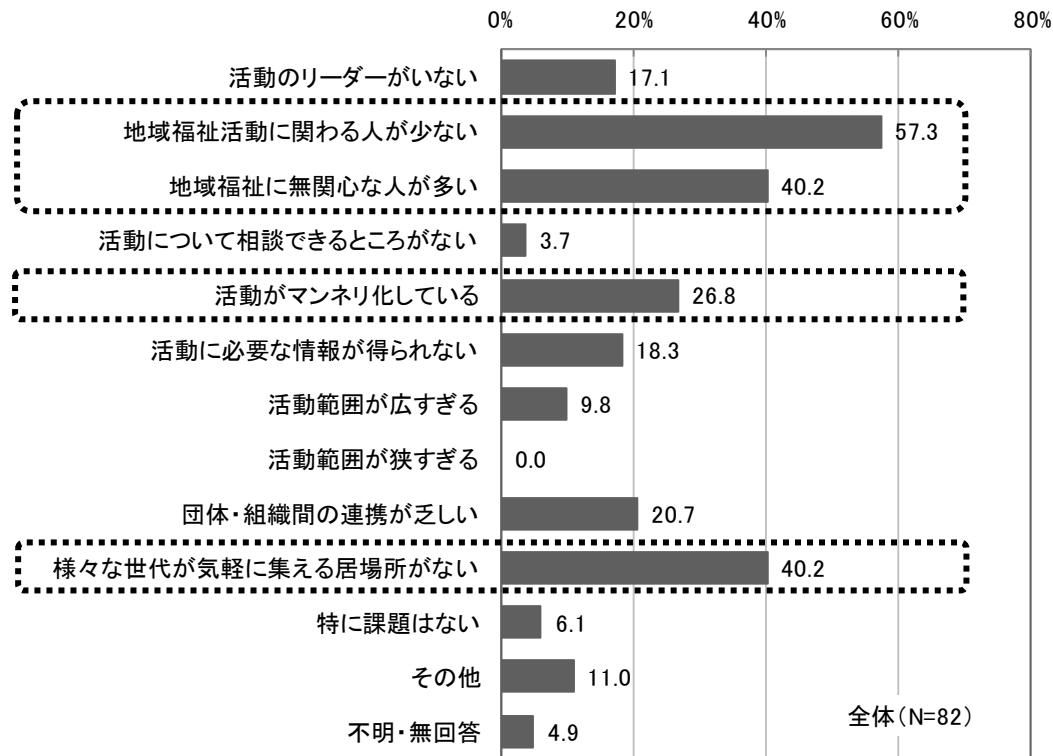
⑧ 区・町内会等の活動に参加しない理由（市民・複数回答）

「仕事や家事・介護・育児等、他にやることがあって忙しいから」が41.2%と最も高く、次いで「自分の趣味や余暇活動を優先したいから」が25.3%、「行事や活動の内容に興味や関心がなく、参加したいと思わないから」が22.8%となっています。



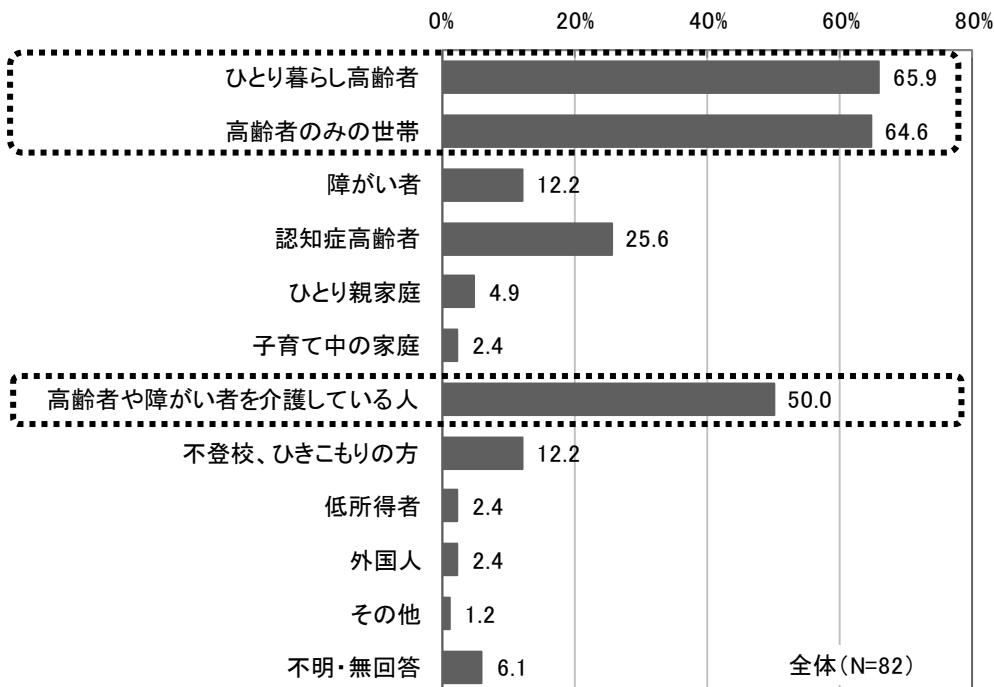
⑨ 地域の支え合い活動を進めるにあたっての課題（民生委員・児童委員・複数回答）

「地域福祉活動に関わる人が少ない」が57.3%と最も高く、次いで「地域福祉に無関心な人が多い」「様々な世代が気軽に集える居場所がない」がそれぞれ40.2%、「活動がマンネリ化している」が26.8%となっています。



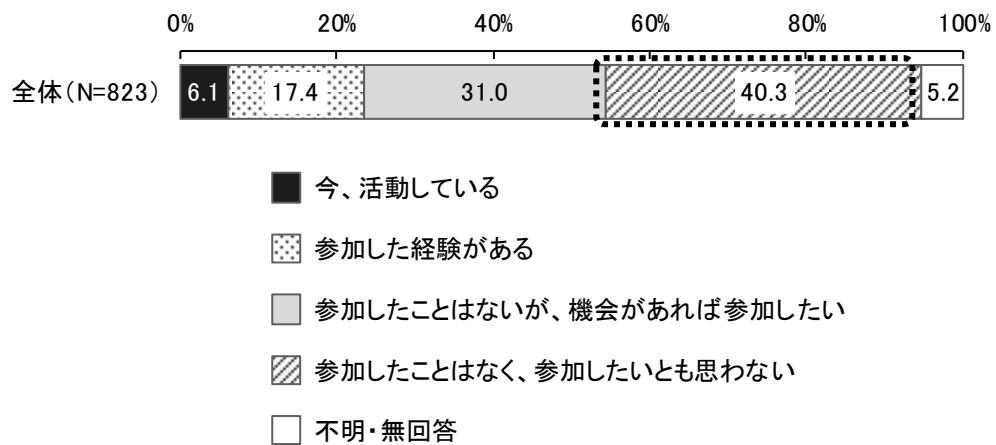
⑩ 担当地域でこれから特に支援が必要な対象（民生委員・児童委員・複数回答）

「ひとり暮らし高齢者」が65.9%と最も高く、次いで「高齢者のみの世帯」が64.6%、「高齢者や障がい者を介護している人」が50.0%となっています。



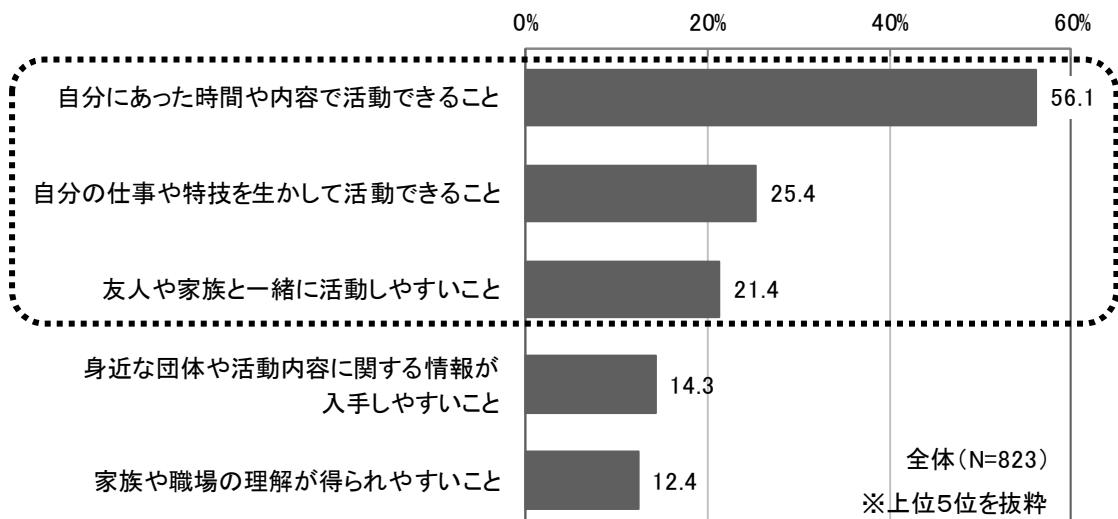
⑪ NPOやボランティア活動への参加経験・意向の有無（市民・単数回答）

「参加したことではなく、参加したいとも思わない」が40.3%と最も高く、次いで「参加したことはないが、機会があれば参加したい」が31.0%、「参加した経験がある」が17.4%となっています。「今、活動している」は6.1%にとどまっています。



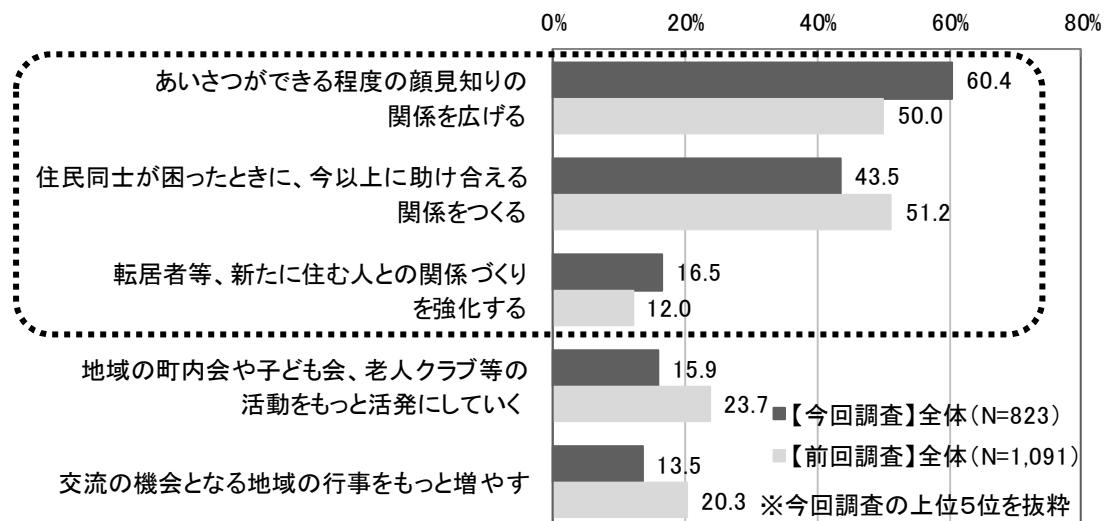
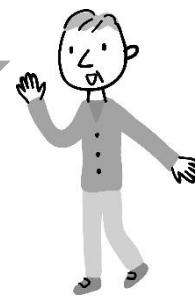
⑫ NPOやボランティア活動へ参加しやすくなる条件（市民・複数回答）

「自分にあった時間や内容で活動できること」が56.1%と最も高く、次いで「自分の仕事や特技を生かして活動できること」が25.4%、「友人や家族と一緒に活動しやすいこと」が21.4%となっています。



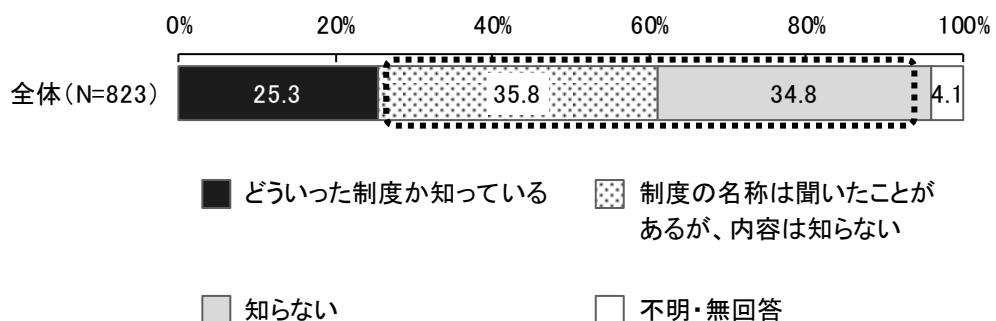
⑬ 地域の活動や行事が活発に行われるようるために必要なこと（市民・複数回答）

「あいさつができる程度の顔見知りの関係を広げる」が60.4%と最も高く、次いで「住民同士が困ったときに、今以上に助け合える関係をつくる」が43.5%、「転居者等、新たに住む人との関係づくりを強化する」が16.5%となっています。前回調査と比較すると、「あいさつができる程度の顔見知りの関係を広げる」が10.4ポイント増加しています。



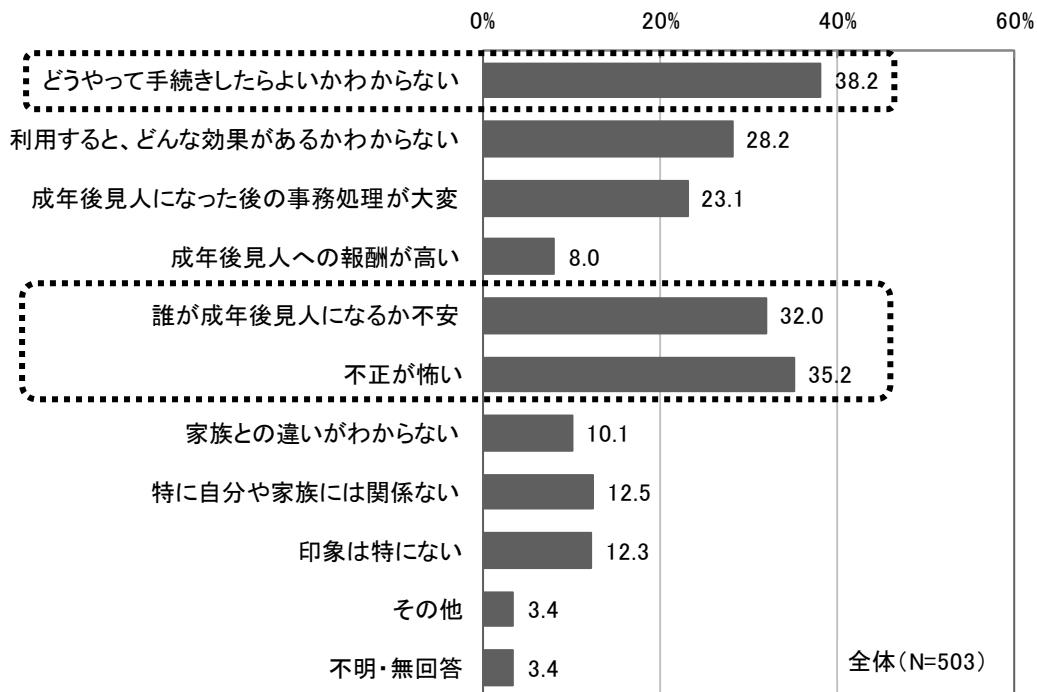
⑭ 成年後見制度の認知度（市民・単数回答）

「どういった制度か知っている」が25.3%、「制度の名称は聞いたことがあるが、内容は知らない」が35.8%、「知らない」が34.8%となっています。



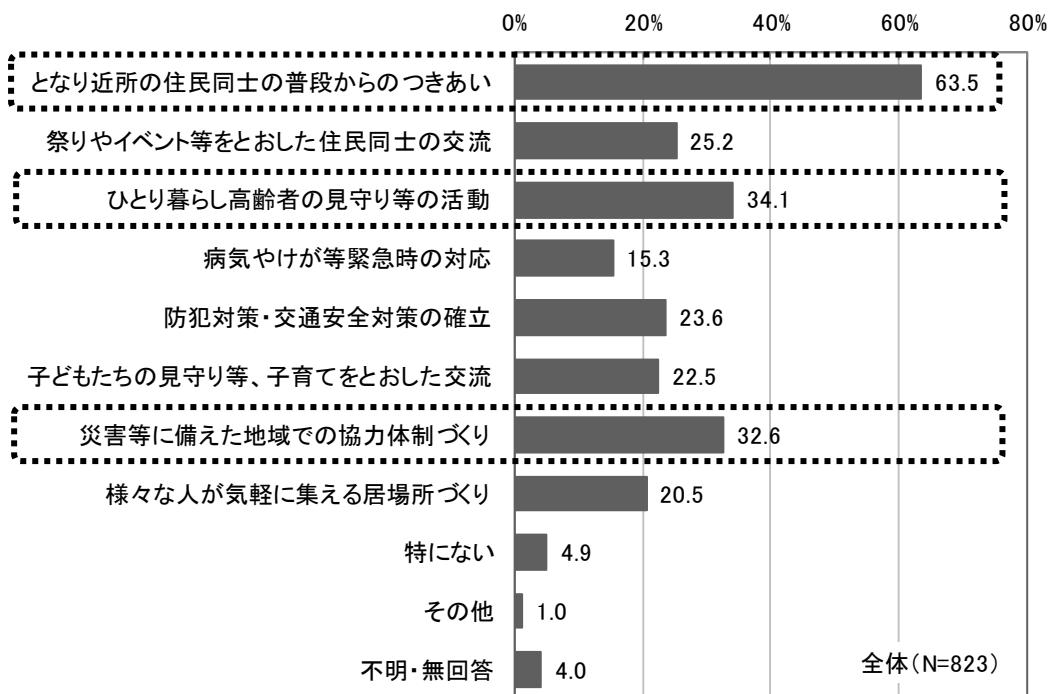
⑯ 成年後見制度に対する印象（市民・複数回答）

「どうやって手続きしたらよいかわからない」が38.2%と最も高く、次いで「不正が怖い」が35.2%、「誰が成年後見人になるか不安」が32.0%となっています。



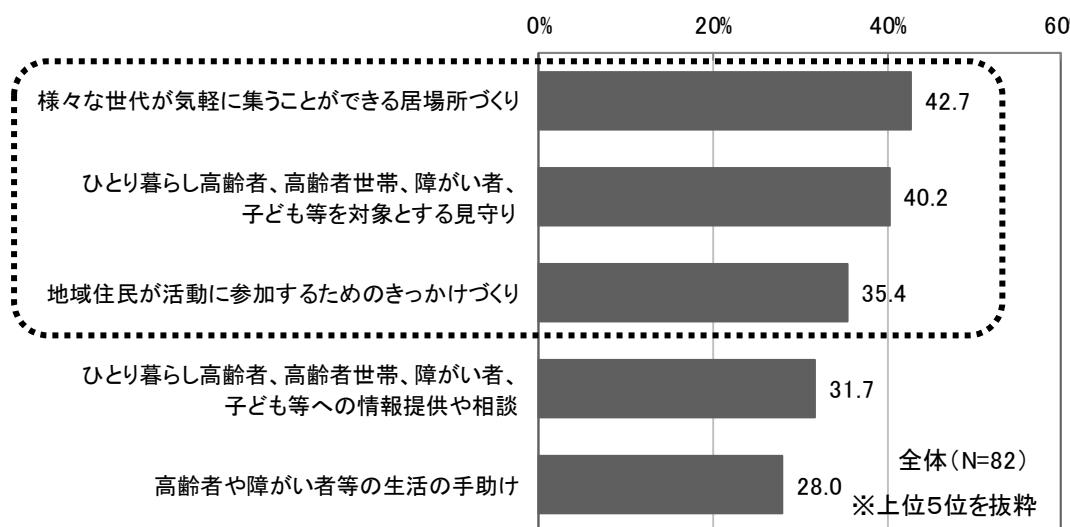
⑯ 地域として取り組む必要があること（市民・複数回答）

「となり近所の住民同士の普段からのつきあい」が63.5%と最も高く、次いで「ひとり暮らし高齢者の見守り等の活動」が34.1%、「災害等に備えた地域での協力体制づくり」が32.6%となっています。



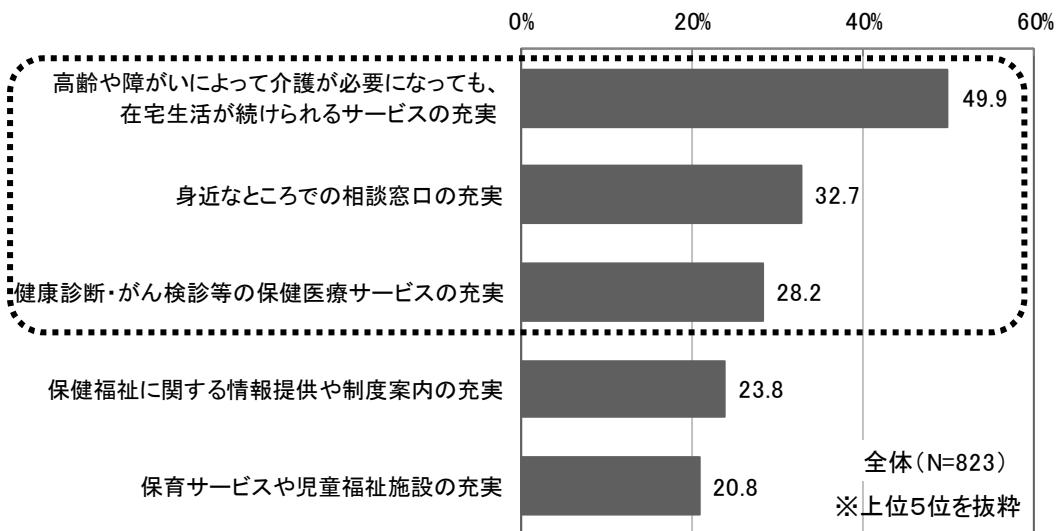
⑯ 担当地域で、あるとよい地域の支え合いの活動や取組（民生委員・児童委員・複数回答）

「様々な世代が気軽に集うことができる居場所づくり」が42.7%と最も高く、次いで「ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯、障がい者、子ども等を対象とする見守り」が40.2%、「地域住民が活動に参加するためのきっかけづくり」が35.4%となっています。



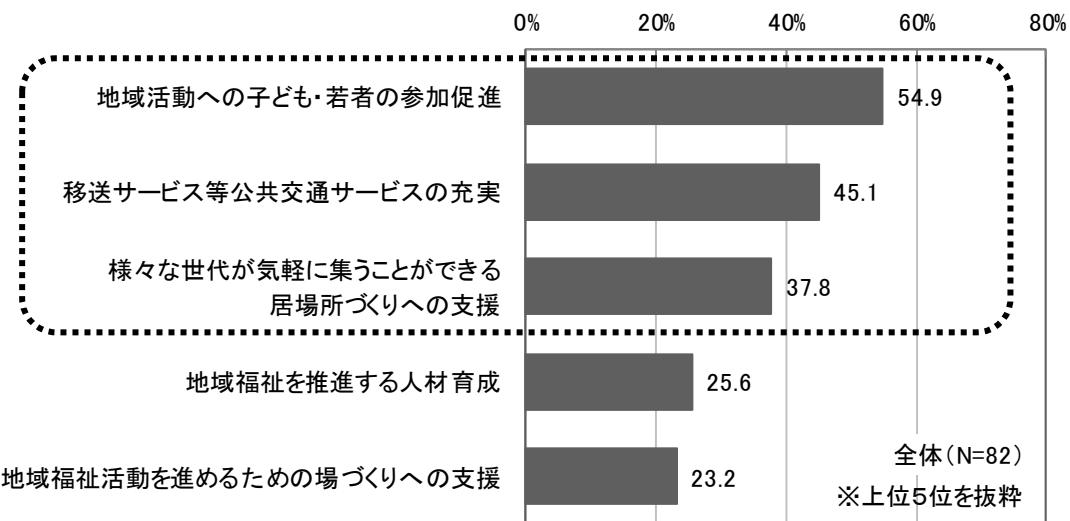
⑯ 市が優先して取り組む必要がある施策（市民・複数回答）

「高齢や障がいによって介護が必要になっても、在宅生活が続けられるサービスの充実」が49.9%と最も高く、次いで「身近なところでの相談窓口の充実」が32.7%、「健康診断・がん検診等の保健医療サービスの充実」が28.2%となっています。



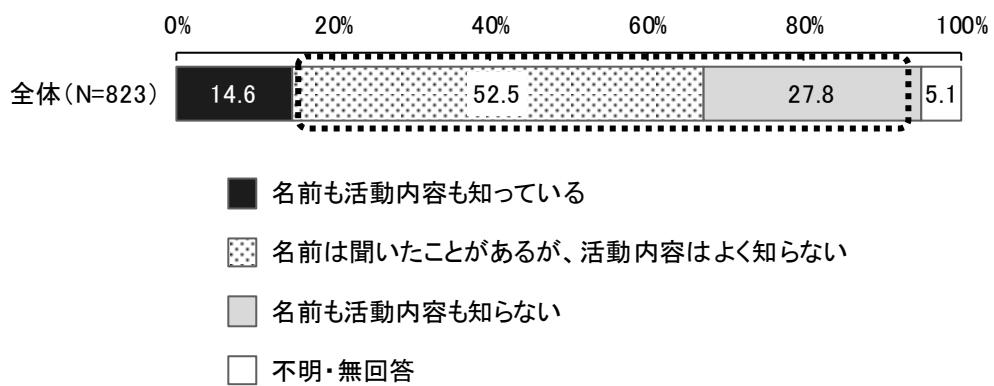
⑯ 市が重点的に取り組む必要がある施策（民生委員・児童委員・複数回答）

「地域活動への子ども・若者の参加促進」が54.9%と最も高く、次いで「移送サービス等公共交通サービスの充実」が45.1%、「様々な世代が気軽に集うことができる居場所づくりへの支援」が37.8%となっています。



⑰ 社会福祉協議会の認知度（市民・単数回答）

「名前も活動内容も知っている」が14.6%、「名前は聞いたことがあるが、活動内容はよく知らない」が52.5%、「名前も活動内容も知らない」が27.8%となっています。



4 団体ヒアリングシート調査の状況

(1) 概要

本計画策定の基礎資料とするため、市内で活動されている団体を対象に地域福祉に関するヒアリングシート調査を実施しました。

■団体ヒアリングシート調査の概要

区分	団体ヒアリングシート調査
調査対象	市内で活動する福祉に関わる団体の関係者・代表者（16団体）
調査期間	令和元年8月9日～8月26日
調査方法	直接配布・直接回収

■回答いただいた団体一覧（順不同）

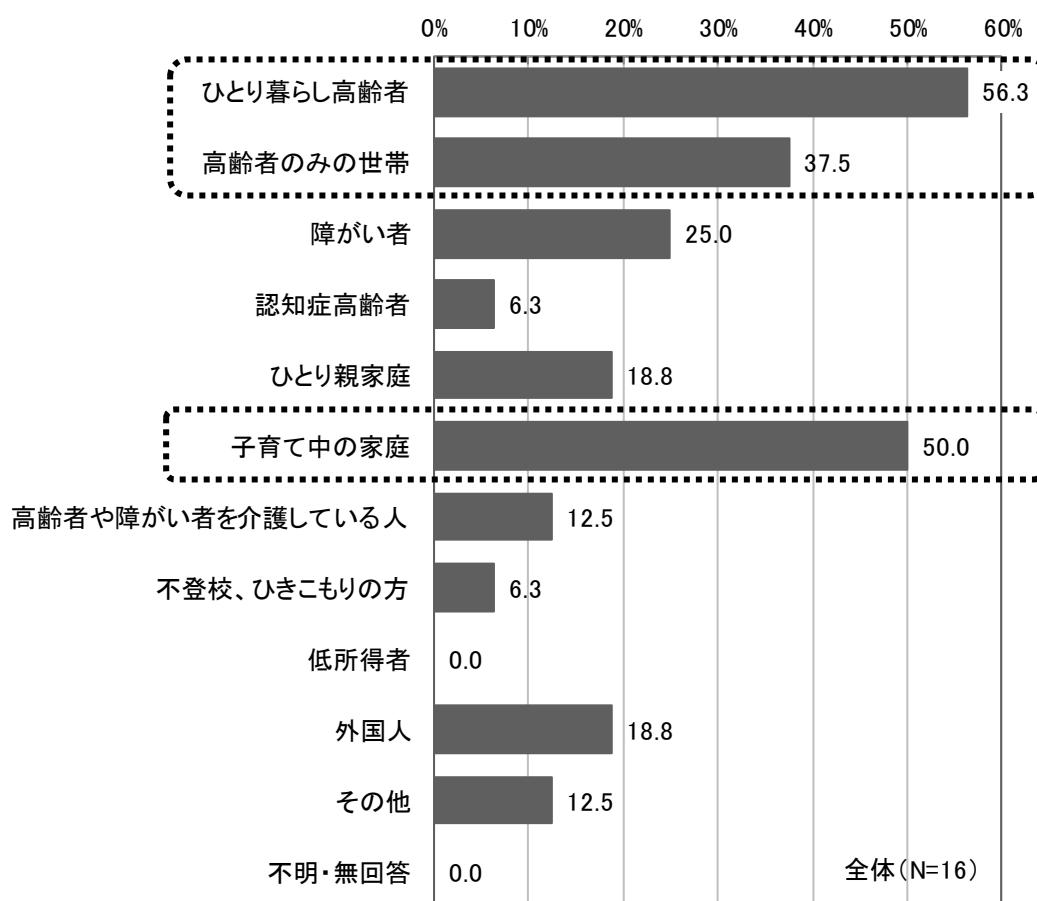
- ・愛知保護区保護司会豊明部会
- ・EGAO屋運営協議会
- ・桶狭間福祉委員会
- ・音訳ボランティア「草笛の会」
- ・子育て応援団 in toyoake
- ・JAあいち尾東豊明助け合い組織「けやきの会」
- ・豊明市更生保護女性会
- ・豊明市子ども会連絡協議会
- ・豊明市自主防災組織連合会
- ・豊明市肢体不自由児・者父母きょうだいの会スマイルクラブ
- ・豊明市小中学校PTA連絡協議会
- ・豊明市手をつなぐ育成会
- ・豊明市老人クラブ連合会
- ・豊明市老人クラブ連合会女性部
- ・二村台四区会
- ・三崎区連絡会議

(2) 結果

① これから特に支援が必要だと思う対象（複数回答）

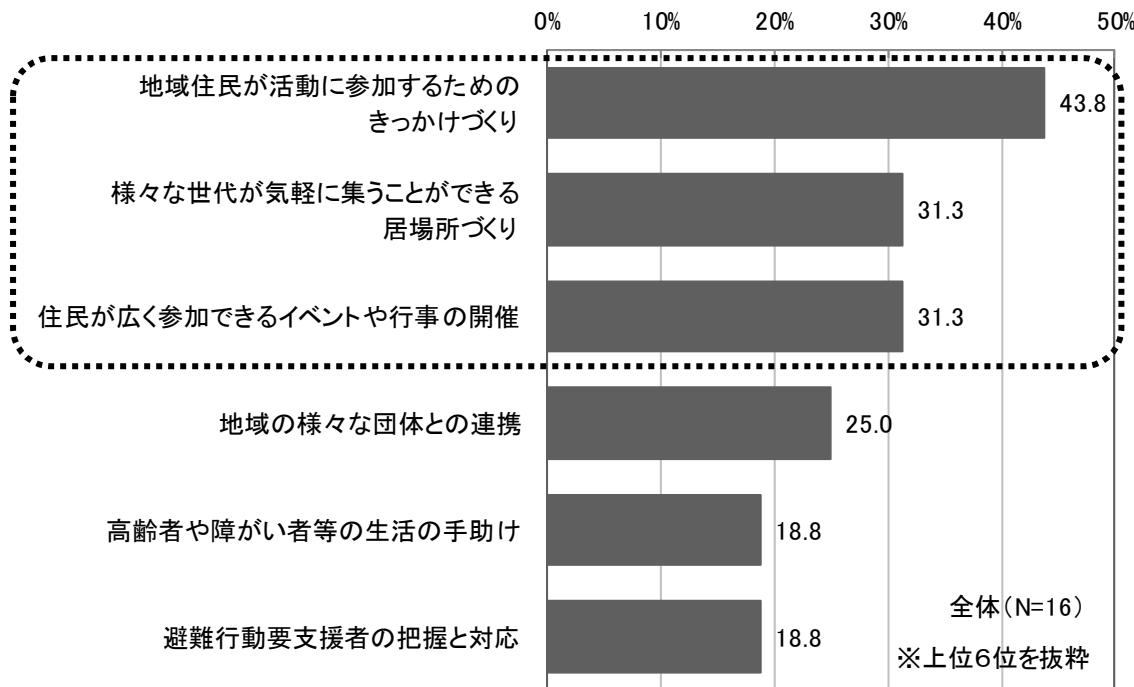
「ひとり暮らし高齢者」が56.3%と最も高く、次いで「子育て中の家庭」が50.0%、「高齢者のみの世帯」が37.5%となっています。

民生委員・児童委員アンケート調査結果と比較すると、「子育て中の家庭」がこれから特に支援が必要だと感じる団体が多くなっています。



② 団体が今後取り組む活動としてできること（複数回答）

「地域住民が活動に参加するためのきっかけづくり」が43.8%と最も高く、次いで「様々な世代が気軽に集うことができる居場所づくり」「住民が広く参加できるイベントや行事の開催」がそれぞれ31.3%となっています。



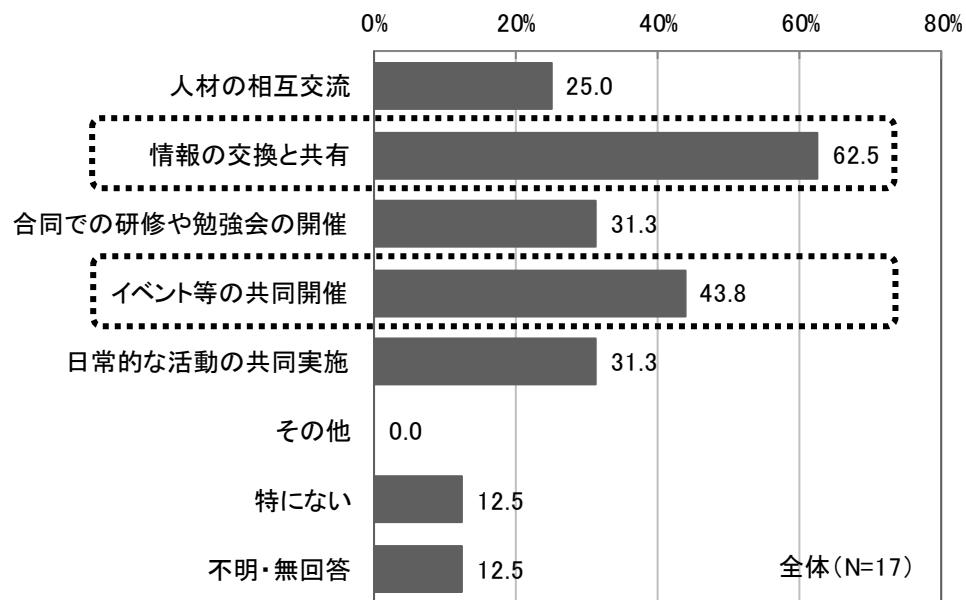
③ 連携をとりたい組織・団体の有無（単数回答）

「ある」が81.3%、「特にない」が12.5%となっています。



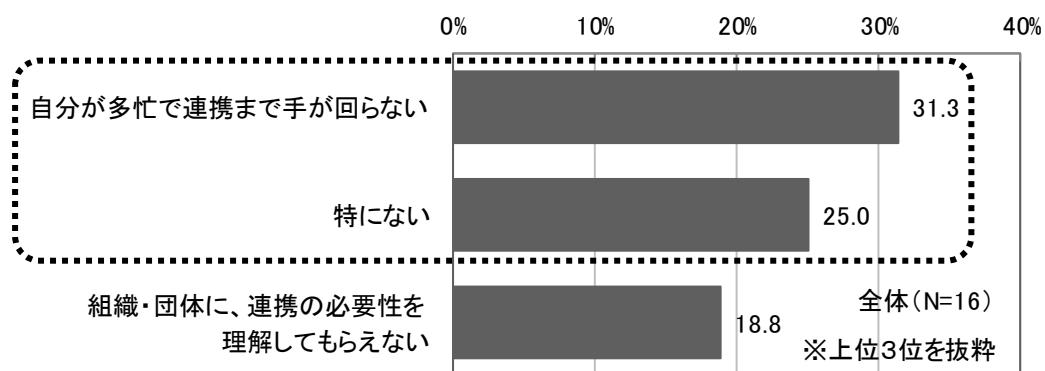
④ 希望する他の団体や地域組織との連携の内容（複数回答）

「情報の交換と共有」が62.5%と最も高く、次いで「イベント等の共同開催」が43.8%となっています。



⑤ 他の組織・団体との連携上での困りごと（複数回答）

「自分が多忙で連携まで手が回らない」が31.3%と最も高く、次いで「特になし」が25.0%となっています。



第3章

基本理念・基本目標

1 基本理念

本市では、「第5次豊明市総合計画」において、「みんなでつなぐ しあわせのまち とよあけ」というまちの未来像を掲げ、誰もが輝き、まちづくりの主体者として活躍できるまち、市民一人ひとりが支え合い、しあわせを感じることができるまちの実現をめざしてきました。

全国的に、少子高齢化や核家族化が進行し、家庭や地域、職場等において人々のつながりが希薄化しています。かつて、地域では、住民同士でつながり、支え合うことで、地域の課題を解決してきました。地域の課題が複雑化、多様化している現在では、かつての地域でのつながりによる支え合いの機能が求められています。

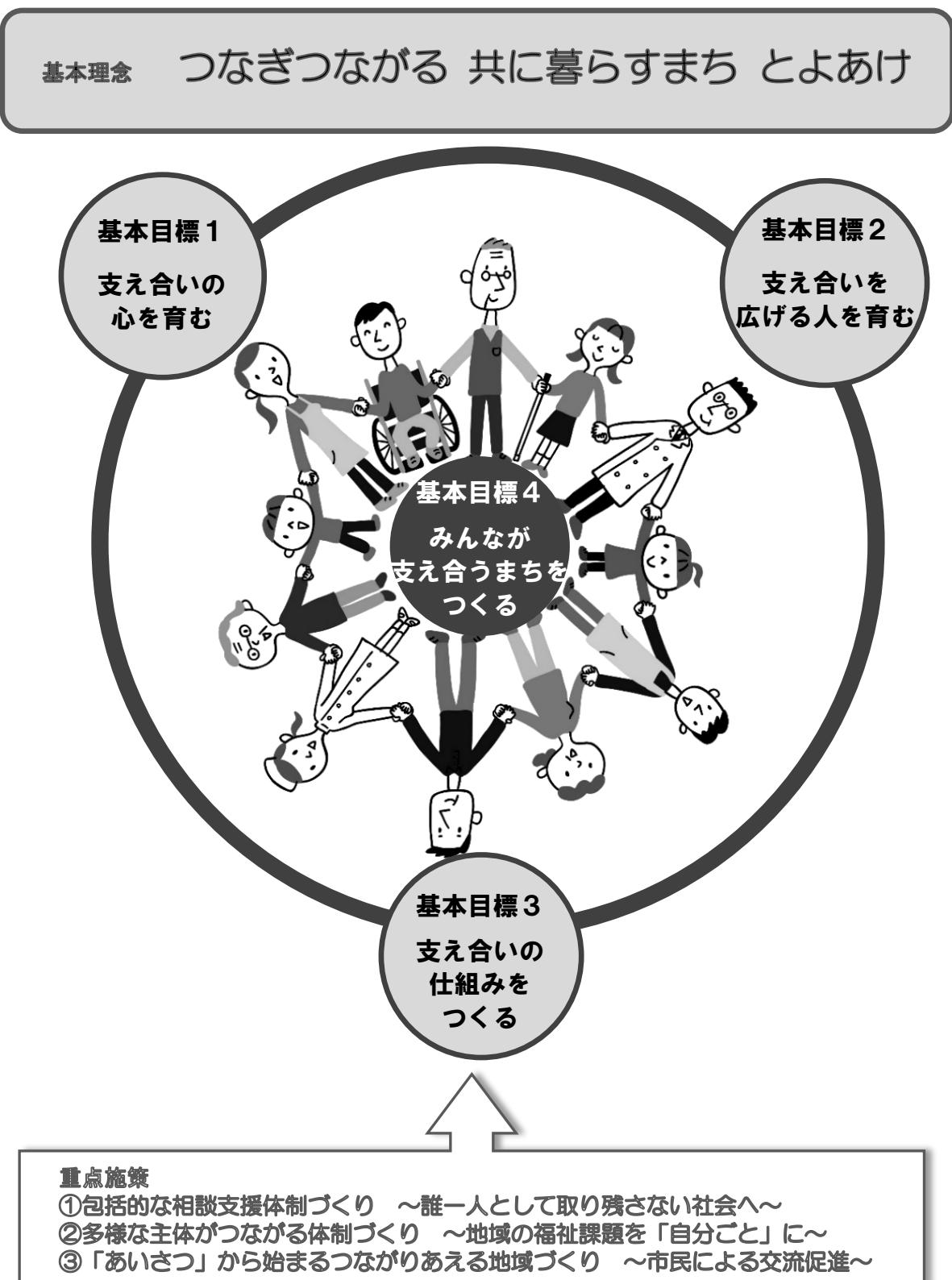
本計画では、本市の各地域でのつながりを強化し、互いに支え合うことで、誰もが自分らしく地域で生活を送ることができる「地域共生社会」をめざすため、以下の基本理念を掲げます。

基本理念

つなぎつながる 共に暮らすまち とよあけ

2 計画の推進イメージ

■計画の推進イメージ



3 施策体系

■施策体系



4 重点施策

(1) 包括的な相談支援体制づくり～誰一人として取り残さない社会へ～

「地域包括アシステム」とは、支援が必要になっても可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制のことです。急速に進行する高齢化を背景に、介護保険の分野において先行して推進されてきました。この地域包括ケアシステムは、地域の自主性や主体性に基づいて、地域の特性に応じてつくりあげていくことが求められています。本市においては、情報共有や多職種連携のしくみづくりにいち早く取り組み、全国的にも先進的な「地域包括ケア豊明モデル」を実現してきました。

近年では高齢者のみならず、貧困やひきこもり、社会的な孤立や複合的な問題を持つ人等、従来の制度にあてはまらない生活課題も増加しており、あらゆる生活課題に対応することができる相談支援体制の構築が求められています。

従来のような児童・高齢者・障がい者といった縦割りの福祉ではなく、横断的・総合的な支援ができるよう、市と社会福祉協議会との連携のもとで本市の多様な福祉の相談体制のより一層の充実・強化を図ります。

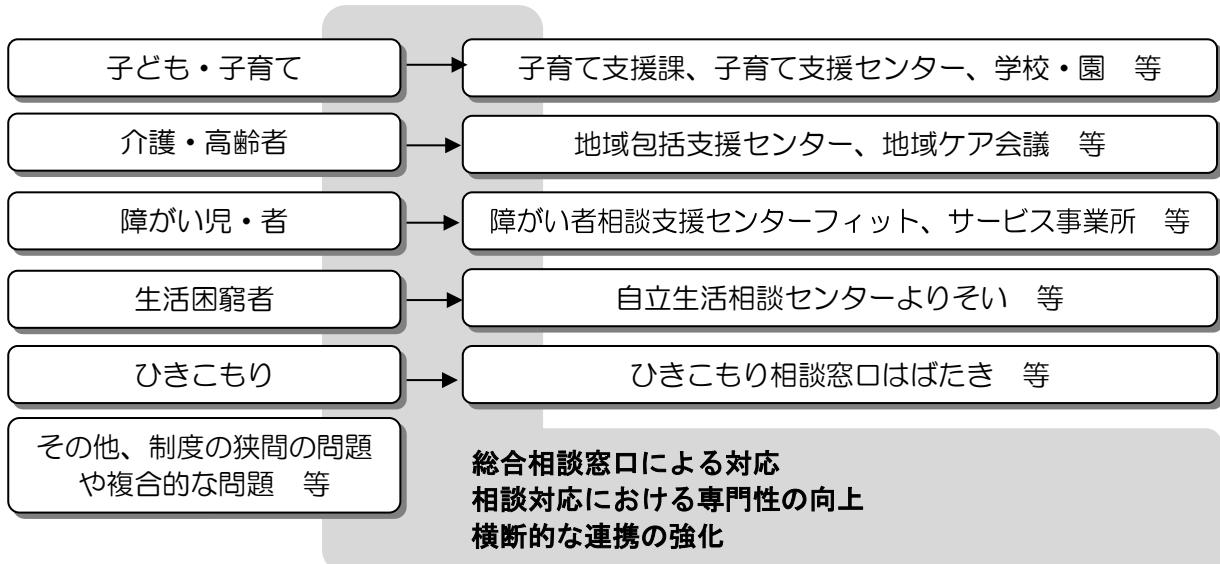
関連する取組

社会福祉協議会の取組No.45：総合相談窓口の充実

社会福祉協議会の取組No.46・行政の取組No.80：

あらゆる福祉問題を抱える人に対する支援の充実

■包括的な相談支援体制のイメージ



(2) 多様な主体がつながる体制づくり ~地域の福祉課題を「自分ごと」に~

本市では、ボランティア団体や様々な福祉サービスの事業者が地域で活動しています。また、行政や社会福祉協議会でも幅広い分野において、それぞれが役割を持って、福祉に関する活動や取組を進めています。活動を通じて、分野を超えた様々な地域福祉の課題が見えてくることがあります。今後はこれらを共有していくことが重要です。

また、それぞれの地域においても、身近な課題を「自分ごと」として捉え、解決に結び付けられるコミュニティづくりが求められます。

ボランティア団体やサービス事業者、社会福祉協議会や行政、そして地域コミュニティにおいて、課題の共有と、連携・協力、適切な役割分担による課題の解決を図っていく必要があります。

特に地域福祉活動の推進にあたって重要な役割を持つ社会福祉協議会は、地域コミュニティづくりや、連携のコーディネート等における機能を強化していくことが重要です。

関連する取組

社会福祉協議会の取組No.28：地区社会福祉協議会の設置に向けた取組の推進

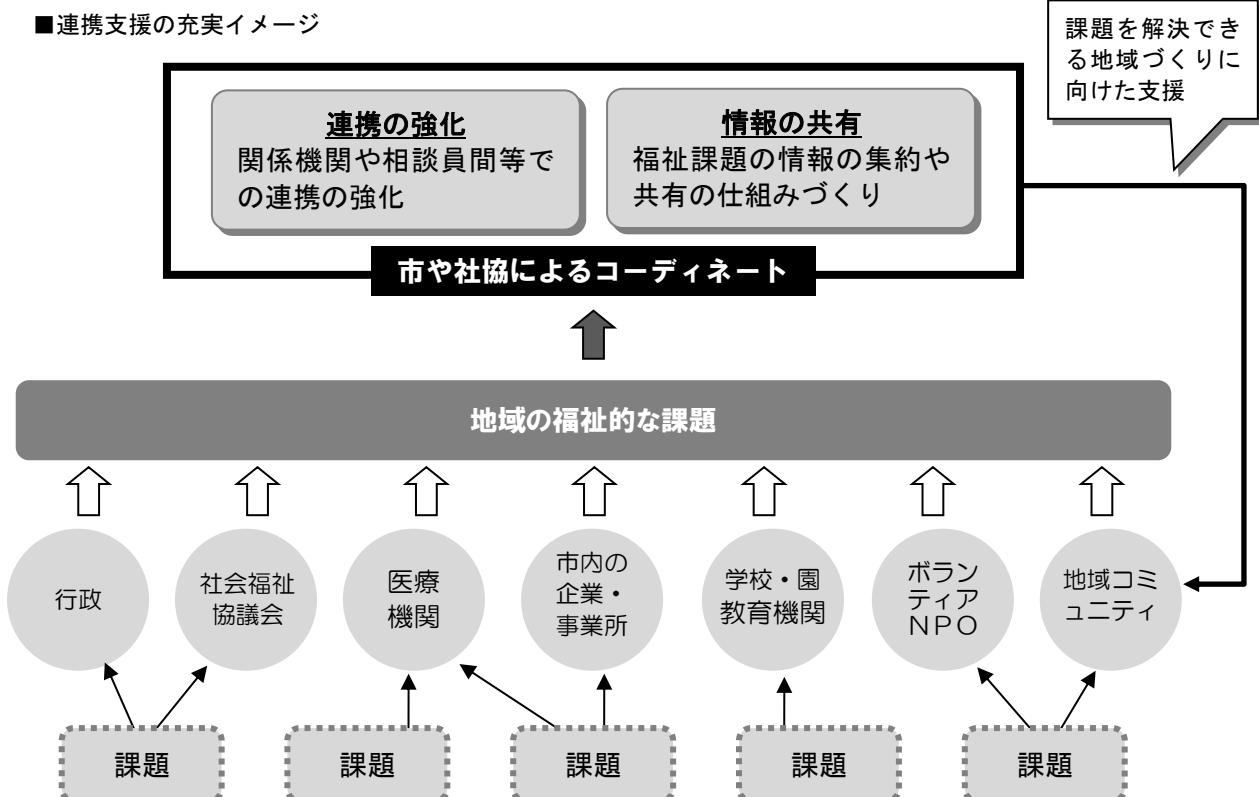
行政の取組No.71：地域で課題を解決することができる体制づくりへ向けた検討

行政の取組No.104：ネットワークの形成・強化

社会福祉協議会の取組No.57・行政の取組No.105：保健・医療機関との連携強化

社会福祉協議会の取組No.59：総合支援体制の強化

■連携支援の充実イメージ



(3) 「あいさつ」から始まる、つながりあえる地域づくり～市民による交流促進～

誰もが住みなれた地域で安心して暮らして行くためには、行政等公的な福祉サービスに頼るだけでなく、地域の人たちがお互い「助け合う」「支え合う」ことが大切です。

ひと昔前までは、「向う三軒両隣」といった何かあった時にはお互いに助け合う「共助」の精神に守られていましたが、昨今、核家族化や価値観の多様化、隣人関係の希薄化等、地域構造の変化が顕在になり、地域課題が複雑化しています。

日頃交わす一言がきっかけで変化に気づいたり、困った時に助けてと言い合える関係をつくるには、あいさつや声掛けが重要です。

本市では、積極的なあいさつを推進し、顔の見えるつながりあえる地域づくりをめざします。この効果が、防犯、防災、災害時には大きな地域力となり、安全・安心に暮らせる町となります。

誰もが地域への関心を高め、地域福祉の必要性を認識するための啓発活動や情報提供、学習機会等市民の興味・関心がある企画をするとともに、身近な地域で気軽に集える・参加できる場の機会を増やし、より多くの市民の地域福祉活動への参加・参画を促進していきます。

関連する取組

社会福祉協議会の取組No.8・行政の取組No.8：あいさつ・声かけに関する啓発

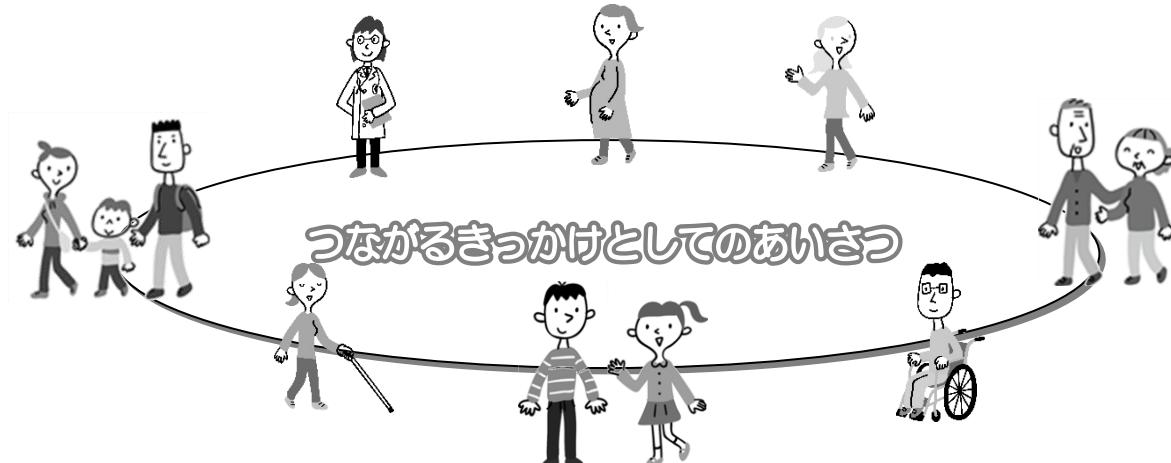
行政の取組No.98：地域の見守り活動の推進

社会福祉協議会の取組No.9：支え合い・助け合い・見守り活動の推進

社会福祉協議会の取組No.55：顔のみえるつながりづくり

社会福祉協議会の取組No.56：あいさつ運動の推進

■「あいさつ」から始まるつながりあえる地域づくりイメージ



第4章

施策の展開

基本目標 1 支え合いの心を育む

現状・課題

市民アンケート調査によると、近所付き合いにおいて、大部分は「あいさつをする程度の付き合い」をしていることがわかりました（69.5%）。「ほとんど付き合いはない」割合も6.7%みられ、さらにその割合は10代・20代になると21.9%になります。75歳以上では「親しく付き合っている」割合が39.0%となっており、比較的交流があることがうかがえますが、若い世代や、仕事を持つて日中働いている人等は、特に地域との関わりが少なくなると考えられます。

また、平成20年度に実施した前回のアンケート調査と比較すると、区・町内会等の活動に参加している人の割合が減少しています。ここ10年間で、近所付き合いや区・町内会等の活動が伸び悩んでいる状況です。

核家族化や世代間の交流も乏しくなる中、身近なところで福祉に触れられる機会を創出していくことが重要です。また、高齢化に伴って増加することが見込まれる認知症の方や、犯罪の被害者、虐待被害者等、様々なケアを求める人がいる中、正しい人権意識をもって様々なケアを求める人に関わりを持てるような意識づくりも重要です。

さらに、同アンケート調査において、となり近所の人にしてほしい手助けや協力、自分でとなり近所の人につくる手助けや協力をたずねたところ、いずれも「声かけや安否の確認をする」「話し相手をする」「ごみ出しや草むしり、掃除、片付け等」で回答が多くなりました。特に自分でできることとして、前回アンケートに比べて「声かけや安否の確認をする」と回答した割合が大きく上昇しており、地域における見守り体制の活性化が期待できます。

福祉ニーズが増加・多様する中にあって、地域が担う役割を認識し、一人ひとりの福祉に対する意識や地域との関わりを高めていくことが重要です。

方向性

地域福祉の推進にあたり、まず第一歩として、市民が福祉に触れ、福祉を自分ごととして考えるための機会の充実を図ります。また、身近な支え合い・助け合い活動への参加を促し、地域福祉に対する意識の醸成、向上を図ります。

(1) 福祉に触れ、福祉を「自分ごと」として考える機会づくり

市民・地域の取組

- 福祉に関心をもちましょう。
- 福祉に関する情報を積極的に収集しましょう。
- 福祉に関する情報を地域で共有しましょう。
- 福祉について学ぶ場に積極的に参加しましょう。
- 福祉について学んだ内容を日常生活で活かしてみましょう。
- 地域で勉強会を開催して福祉について学ぶ機会をつくりましょう。

社会福祉協議会の取組

No.	取 組	内 容
1	福祉に関する情報発信	社協だよりやホームページ、SNS※等の情報媒体に加え、各種事業を通じた地域住民との関わりにより、福祉に関する啓発や福祉サービスに関する情報発信を行います。また、情報の発信にあたっては、地域住民の視点に立ち、より分かりやすいものとなるよう、隨時見直しを行います。
2	福祉に関する学習機会の提供	講演会や研修会、講座等を開催し、認知症※高齢者や障がい者、その他福祉課題を抱える人への理解促進に努めます。
3	福祉講座の開催	地域住民のニーズに応じて、市民向け福祉講座を開催します。また、退職後における地域活動、ボランティア活動に参加するきっかけづくりとして、セカンドライフデビュー講座を開催します。
4	福祉協力校における福祉教育の推進	福祉協力校において、小学生・中学生・高校生による高齢者や障がい者の体験学習や福祉実践教室を開催します。
5	学校におけるボランティア福祉体験学習の実施	市内の社会福祉施設と連携し、市内の中・高等学校に通学する生徒を対象として、青少年等ボランティア福祉体験学習を行います。

* SNS

Social Networking Service の略。友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供するコミュニケーション型のサービス。

* 認知症

何らかの原因で脳の正常な機能が衰えることで、徐々に理解する力や判断する力がなくなり、社会生活や日常生活に支障が出る状態。

No.	取 組	内 容
6	ひきこもりサポーター養成講座の開催	ひきこもり状態にある方やその家族の孤立を防ぎ社会へ出るきっかけをつくるために、居場所等でよき理解者としてよりうことのできる支援者を養成する講座を開催します。
7	stand by（スタンド バイ）活動の実施	市民を対象に、ひきこもりという状態について正しい理解を啓発することで、偏見をなくし、温かく見守れる地域づくりをめざした講座を実施します。

行政の取組

No.	取 組	内 容	担当課
1	地域福祉に関する情報発信	地域福祉に関する特集記事を組む等、「広報とよあけ」やホームページ、SNS等を活用し、市民の地域福祉意識の高揚に努めます。	社会福祉課
2	福祉に関する講演会や研修会、講座等の開催	社会福祉協議会と連携し、講演会や研修会、講座等を開催し、認知症高齢者や障がい者、その他福祉課題を抱える人への理解促進に努めます。	社会福祉課 健康長寿課 子育て支援課
3	福祉協力校における福祉教育の推進	市内の学校を福祉協力校に指定するとともに、福祉施設や社会福祉協議会と連携し、福祉協力校において、高齢者や障がい者の体験学習や福祉実践教室を開催します。また、福祉実践教室において、保護者や地域住民の参加機会を設け、地域福祉に対する理解を深めます。	学校教育課
4	いのちを大切にする教育の実施	市内のすべての小・中学生を対象として、発達段階に応じ、いのちを大切にする教育を行います。	学校教育課 子育て支援課
5	ふれあい体験事業の実施	市内の小・中学校に通学する児童・生徒を対象として、乳幼児とのふれあい体験事業を実施し、いのちの大切さや子育てに関わる仕事についての理解を深めます。	学校教育課
6	認知症サポーター養成講座の開催	地域住民が認知症についての正しい知識を持ち、認知症の人や家族の気持ちを理解し、地域での支え合いの輪を広げるため、小・中・高校生や一般市民、企業向け等、幅広い層を対象に講座を開催します。	健康長寿課

No.	取 組	内 容	担当課
7	犯罪被害者支援の理解促進	犯罪被害者等の心に寄り添い、権利利益が保護されるとともに、市民が安全・安心に暮らせる地域社会の実現のために、警察や当事者団体と連携し、講演会やパネル展等を実施し、犯罪被害者への理解を深めます。	社会福祉課



気軽に過ごせるみんなの居場所「みなスマサロン」の開催

○内容：障がいのある人やその家族の居場所づくり

障がいのある方やその家族が気軽に立ち寄ることができて、おしゃべりしたり、お茶できる身近な居場所です。今後は各地域に居場所を増やしていく予定です。

(開催日：第2木曜日 13時30分～15時30分)

(2) 身近な支え合い・助け合い活動の体験

市民・地域の取組

- まずはご近所さん同士のあいさつから始めましょう。
- 「困った」を気軽に言える人を見つけましょう。
- 町内会や地域の活動に積極的に参加しましょう。

社会福祉協議会の取組

No.	取 組	内 容
8	あいさつ・声かけに関する啓発	あいさつ・声掛けに関する啓発を行います。
9	支え合い・助け合い・見守り活動の推進	地域組織と連携しご近所同士で助け合い、支え合える「近所」の仕組みを地域住民とともに考えていきます。
10	地域住民による身近な生活支援サービスの創出に向けた取組の実施	地域住民による身近な生活支援サービスの創出に向け、優良事例の視察やモデル事業の支援を行います。
11	地域サロンの拡充	身近な地域で誰もが参加できる場、情報共有できる場、社会参加できる場の開催を支援していきます。

行政の取組

No.	取 組	内 容	担当課
8	あいさつ・声かけに関する啓発	社会福祉協議会と連携し、各地域で行われているあいさつ・声かけ運動の取組を拡大し、全市的な活動として展開します。	学校教育課
9	地域組織への加入促進	地域組織の役割や必要性について周知し、区・町内会等への加入を促進します。	市民協働課
10	地域組織間での情報交換の促進	区長会等の地域組織が一同に会する機会を設定し、地域組織間での情報交換を促進します。	市民協働課
11	移動・買い物支援の実施	高齢者や障がい者等が円滑に外出を行うことができるよう、有償の移送サービスの助成や、外出支援等を行います。	健康長寿課 社会福祉課

No.	取 組	内 容	担当課
12	地域ぐるみによる子どもの安全の確保	自主防犯ボランティア団体やスクールガード等による地域での子どもの見守り活動を推進するため、備品購入費用の補助や情報共有を行う場の設置等を行います。	防災防犯対策課 学校教育課
13	豊明市メール配信サービスの活用	豊明市メール配信サービスを活用し、市内の防犯情報や不審者情報を市民に提供します。	学校教育課 防災防犯対策課 子育て支援課
14	文化活動やスポーツ活動に取り組む機会の提供	地域住民の協力のもとで文化系ジュニアクラブ活動や総合型地域スポーツクラブを実施し、子どもたちに文化活動やスポーツ活動に取り組む機会を提供します。	生涯学習課
15	高齢者の介護予防を目的とした事業の実施による地域とふれ合う場の設置	社会福祉協議会と連携し、介護予防地域サロンや栄養改善サービス事業を通じて地域の交流や見守りの場をつくります。	健康長寿課
16	おたがいさまセンターちやっと	安心して暮らせるまちをつくっていくために、各協同組合と協力しながら、ちょっとした生活の困りごとを市民同士で互いに支えあう体制を推進します。	健康長寿課
17	高齢者ボランティアポイント制度※	高齢者が、ボランティア活動を通じて、社会参加、地域貢献を行いながら、自らの介護予防及び健康増進に積極的に取り組んでいくような地域社会づくりをシルバー人材センターや各サロン、各区と協力しながら推進していきます。	健康長寿課

* 高齢者ボランティアポイント制度

高齢者が行うボランティア活動の実績に応じて評価ポイントを付与するとともに、当該評価ポイントを商品券等に交換し、これを当該高齢者に交付する制度のこと。

基本目標2 支え合いを広げる人を育む

現状・課題

これからは、支援する人と支援される人に分かれるのではなく、誰もが役割や生きがいを持って活躍できる社会づくりが求められています。

本市は、これまで人口が増加傾向にありましたでしたが、今後の推計では人口が減少し、また少子高齢化が進行することが見込まれています。支援が必要になる高齢者も増加し、さらに高齢者のみの世帯や障がいのある人、外国人市民等、生活の中で何らかの手助けや援助を求める人もみられるようになってきました。このような中、地域福祉活動の担い手を少しでも増やしていく取組が必要です。

市民アンケート調査によると、NPOやボランティア活動に参加している人・参加経験のある人の割合は23.5%となっていますが、「参加したことはないが、機会があれば参加したい」と感じている人は31.0%となっています。これらの参加意欲がある人を実際の活動につなげていくための仕組みづくりが必要です。

また、現在活動している当事者団体やNPO、ボランティア団体等についても、地域福祉活動の重要な担い手として、活動の継続や活性化が求められます。団体ヒアリングシート調査によると、団体が今後取り組むことができる活動として「地域住民が活動に参加するためのきっかけづくり」が43.8%と最も回答が多くなっており、市民と地域福祉活動をつなぐ身近な窓口となることも期待されます。

本市のボランティア活動の中心となる社会福祉協議会ボランティアセンターの充実や、幅広い市民活動分野との連携により、さらなる人材育成、団体支援の輪を広げていく必要があります。

方向性

福祉に関心をもち、身近な支え合い・助け合い活動を行っている市民が、地域福祉活動の担い手となるよう、人材の育成を行います。また、地域で福祉活動に取り組む団体に対し、支援を行い、地域福祉活動の活性化を図ります。

(1) 市民が地域福祉活動に取り組むための支援の充実

市民・地域の取組

- 「困った」を受け止めることができる人になります。
- 周りの人の異変に気が付く人になります。
- 地域活動へ積極的に参加しましょう。

社会福祉協議会の取組

No.	取 組	内 容
12	地域活動に関する情報発信	地域活動の活性化を目的として、地域の活動紹介等を社協だよりやホームページ・SNS等を活用し、情報発信を行います。
13	地域活動に関する講座の開催と運営支援	地域活動に関する講座の開催や、地域リーダー養成講座、フォローアップ講座を開催し、地域活動の担い手を増やします。また、他地区や他市町の先進的な活動の視察支援を行います。

行政の取組

No.	取 組	内 容	担当課
18	コミュニティ活動のさらなる推進のための支援	地域協働拠点を中心として、区・町内会ごとのコミュニティ活動の進捗状況に応じ、コミュニティ活動のさらなる推進のための支援を行います。	市民協働課
19	地域活動に関する情報発信	紙媒体による広報紙やチラシの編集・発行に加え、ホームページ等を活用した情報発信を推進します。	市民協働課
20	多言語を用いた地域活動に関する情報の発信	外国人市民が行政や地域の取組について把握し、参画することができるよう、多言語による情報の発信を推進します。	市民協働課
21	集会所等の整備のための助成	集会所等のコミュニティ活動の拠点となる施設の整備のための助成を行います。	市民協働課

No.	取 組	内 容	担当課
22	地域活動推進のための協議の場の充実	地域活動に関する研修会を開催するとともに、プログラムの充実により、先進事例の共有やコミュニティにおける会議等の運営方法の検討等に活かします。	市民協働課
23	地域福祉に関する情報発信（再掲）	地域福祉に関する特集記事を組む等、「広報とよあけ」やホームページ、SNS等を活用し、市民の地域福祉意識の高揚に努めます。	社会福祉課
24	福祉に関する講演会や研修会、講座等の開催（再掲）	社会福祉協議会と連携し、講演会や研修会、講座等を開催し、認知症高齢者や障がい者、その他福祉課題を抱える人への理解促進に努めます。	社会福祉課 健康長寿課 子育て支援課

(2) 当事者団体・福祉団体の育成・活動支援

市民・地域の取組

- 老人クラブや子ども会等に加入し、積極的に活動に参加しましょう。

社会福祉協議会の取組

No.	取 組	内 容
14	障がい者団体に対する支援	障がい者やその家族から構成される障がい者団体に対する支援を行います。
15	福祉団体に対する活動の支援	障がい者団体、老人クラブ、子ども会等既存の福祉団体に対し、団体活動や団体運営の活性化を目的として、活動に対する助成等の支援を行います。また、各福祉団体間や地域との連携が円滑に図られるよう、コーディネートを行い活動を支援します。

行政の取組

No.	取 組	内 容	担当課
25	障がい者団体が開催する交流事業等への支援	交流の促進や障がい者の社会参加、障がいに対する理解の促進を図るため、障がい者団体が開催する交流事業等への支援を行います。	社会福祉課
26	障がい者団体の育成	軽度発達障がい※者や高次脳機能障がい※者等、近年増加傾向にある障がい者やその家族から構成される障がい者団体の育成に努めます。	社会福祉課

* 発達障がい

先天的な脳の機能障害として生じるもので、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥・多動性障害（ADHD）等が含まれる。

* 高次脳機能障がい

頭部外傷、脳血管障害等による脳の損傷の後遺症として、記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害等の認知障害が生じ、これに起因して日常生活・社会生活への適応が困難になる障害。

(3) 支え合い活動に携わるNPO・ボランティア団体等の育成と支援

市民・地域の取組

- 地域福祉活動を行う団体の活動に関心をもちましょう。
- 地域福祉活動を行う団体の活動に参加してみましょう。
- 地域課題を見つけ、活動を始めましょう。

社会福祉協議会の取組

No.	取 組	内 容
16	ボランティア活動に関する情報発信	より多くの人がボランティア活動に興味を持ち、取り組むことができるよう、ボランティア活動について、わかりやすく魅力的な情報発信を行います。
17	ボランティアセンターの充実	ボランティアセンターの運営にあたって、より利用しやすくなるよう、出張型相談を実施する等、充実を図ります。
18	ボランティア養成講座の充実	各種ボランティア養成講座の実施にあたり、入門から専門まで段階的な講座を幅広く設けるとともに、わかりやすく体系的なカリキュラムの設計を行います。また、ボランティア養成講座終了後に、実践活動につなげられる効果的プログラムや、スキルアップ講座を実施します。さらに、近隣市町の社会福祉協議会やNPO等と連携することで、ボランティア養成講座の充実を図ります。
19	地域福祉活動への参画を目的とした講座の実施	地域福祉活動の担い手を確保・育成することを目的として、地域住民の地域福祉活動のきっかけを提供するための新たな講座の企画・運営を検討します。
20	ボランティア保険への加入促進	ボランティア活動に安心して取り組むことができるよう、ボランティア保険への加入促進を行います。
21	まちづくり助成金の交付	地域や活動団体に対し、地域福祉活動を支援する「まちづくり助成金」を交付し、活動を支援します。
22	総合福祉会館の運営	福祉団体やボランティア団体にとって、総合福祉会館がより利用しやすい施設となるよう、施設運営に努めます。

行政の取組

No.	取 組	内 容	担当課
27	ボランティア活動に関する情報発信	ボランティア団体や社会福祉協議会と連携し、より多くの人がボランティア活動に興味をもち、取り組むことができるよう、ボランティア活動についてわかりやすく魅力的な情報発信を行います。	市民協働課
28	豊明市市民活動総合補償制度への加入の促進	ボランティア活動や地域活動に安心して取り組むことができるよう、豊明市市民活動総合補償制度への加入の促進を行います。	市民協働課
29	市民活動団体の立ち上げ時における支援・育成	市民活動団体の立ち上げにあたって、補助金や相談・情報提供等による活動支援を行うことで、市民活動の活性化を図るとともに、公益的な活動を行う団体を育成します。	市民協働課
30	市民提案型まちづくり事業の推進	行政だけで解決することが難しい地域固有の課題の解決を目的とした、市民活動団体によるモデル事業の実施を支援するため、市民提案型まちづくり事業を推進します。	市民協働課
31	アダプトプログラムの推進	公共施設の定期的な清掃や美化活動を促進するアダプトプログラムを推進します。	市民協働課 都市計画課 土木課
32	次世代のボランティア活動の担い手の確保・育成	ジュニアボランティアによる児童館行事の計画や運営、進行に参画するための支援を行うとともに、担い手の確保・育成を図ります。	子育て支援課 学校教育課

コラム②

住民自身の“気づき”からはじまった“ご近所の居場所づくり” “見守り活動”～仙人塚音楽サロン・地域ケア会議～

ざっとご近所を見渡すと高齢者ばかり！その高齢者は独居や高齢世帯。この急な坂道の多い地域でどう生活しているのか？楽しみを持っているのか？そんなご近所住民の気づきから、歩いて行けるご近所に住民のニーズに合った居場所が必要と考え、音楽に焦点をあてた“音楽サロン”を立ち上げた。その後、そこに参加できる高齢者、できない高齢者がいることに気づき、その情報を共有し、“見守り活動”に発展を続けている。

基本目標3 支え合いの仕組みをつくる

現状・課題

民生委員・児童委員アンケート調査によると、地域の支え合い活動を進めるにあたっての課題として、「地域福祉活動に関わる人が少ない」「地域福祉活動に無関心な人が多い」「様々な世代の人が気軽に集える居場所がない」といった回答が多くあがっています。地域住民の意識に関することや場所の問題があることがうかがえます。

また、民生委員・児童委員アンケート調査でこれから特に支援が必要な対象をたずねたところ、「ひとり暮らし高齢者」「高齢者のみの世帯」「高齢者や障がい者を介護している人」といった回答が多くあがっており、高齢者への介護や生活支援、家族介護の問題に対応していく必要性が生じています。

地域の課題はそれぞれ異なっており、また、支援するための人・団体、サービス、施設等の地域資源も様々です。地域における課題解決の仕組みづくりを、地域が主体となって構築していくことが重要となります。

方向性

地域福祉活動をより活発かつ継続的に行うため、地域で支え合う仕組みをつくります。また、市民一人ひとりに応じた福祉サービスの提供や生きづらさを抱える人に対する支援の充実を進め、制度や公的な支援による福祉の充実を図ります。

(1) みんながいきいきと暮らし、役立てる仕組みづくり

市民・地域の取組

- 支援を必要とする人と積極的に関わりましょう。
- 支援を必要とする人に対する理解を深めましょう。
- 困っている人を見つけたら、行政や社協、民生委員・児童委員や地域のまとめ役等に伝えましょう。

社会福祉協議会の取組

No.	取 組	内 容
23	子どもと地域との交流の促進	子ども会やP T A等、地域組織等との連携を図り、子どもと地域との交流を促進します。
24	障がい者の就労や社会参加の促進・支援に向けた連携強化	障がい者の就労や社会参加の拡大に向け、ハローワークや障害者職業センター、障がい者就業・生活支援センター、障がい福祉サービス事業所、民間企業等の連携を強化し、障がい者の社会参加の促進・支援を行います。
25	障がい者の一般就労に関する相談事業の実施	障がい者基幹相談支援センターフィットにおいて、一般就労に関する相談事業を実施します。
26	高齢者・障がい者の雇用促進	高齢者や障がい者を雇用し、市内の企業や地域のイベント会場等で移動販売車による飲食物の販売を行います。
27	支え合い活動の推進	コミュニティソーシャルワーカー※や生活支援コーディネーター※が地域に出向き、ご近所同士の支え合い、支える近所の仕組みと一緒に考えます。

* コミュニティソーシャルワーカー

地域において支援を必要とする人々の生活圏や人間関係等を重視した援助を行ったり、地域を基盤とする支援活動を発見して、支援を必要とする人に結び付ける等、必要に応じて行政や各種団体と連携・協働しながら解決を図る等の活動を行う人のこと。

* 生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす人のこと。

行政の取組

No.	取 組	内 容	担当課
33	子どもと地域との交流の促進	子ども会やP.T.A等、地域組織等との連携を図り、子どもと地域との交流を促進します。	子育て支援課 学校教育課
34	高齢者のボランティア活動やサークル活動、社会参加活動の促進	シルバー人材センターと連携し、会員の生活環境に合わせたボランティア活動やサークル活動、社会参加活動の普及・発展を図ります。	健康長寿課
35	ひとり歩き高齢者見守りネットワーク事業	認知症高齢者が行方不明となった場合に、事故を未然に防止するため早期に発見できるよう、地域住民及び関係機関によるネットワークづくりを進めます。	健康長寿課
36	障がい者の就労へ向けた取組の推進	民間事業所と連携し、一般就労を含めた障がい者の就労機会や雇用の確保に向けた取組を推進します。	社会福祉課
37	障がい者の就労、社会生活へ向けた支援	障がい者就業・生活支援センターと連携し、障がい者基幹相談支援センターフィット等と連携し、障がい者の就労、社会生活の支援を行います。	社会福祉課
38	高齢者や障がい者によるコミュニティビジネス※の推進	高齢者や障がい者等の雇用を確保するとともに、地域課題の解決を図ることを目的として、コミュニティビジネス推進の立ち上げに対する支援を行います。	社会福祉課 健康長寿課
39	子どもの貧困対策事業への取組	内閣府の定める子どもの貧困対策に関する大綱に沿い、子どもの貧困を定義する要素を解消する施策を検討、実施します。	社会福祉課 子育て支援課 学校教育課 学校支援室

コラム③

老人福祉センターに子どもの声

○内容： 高齢者と子どもの多世代交流

老人福祉センターにおいて、豊子連ジュニアリーダーがゲーム等を企画し、盆踊り大会やクリスマス会を開催しました。高齢者と子どもが一緒になって踊りやゲーム等を行い、世代を超えて楽しいひと時を過ごしました。

* コミュニティビジネス

いわゆるボランティアとして行われてきた地域や社会のための活動を事業として成り立せたもの。各種会社、NPO、組合等の形態があり、福祉、教育、環境、まちづくり等、様々な分野で地域貢献を事業として行うビジネスのことをいう。

(2) 隣近所からはじまる支え合いの仕組みづくり

市民・地域の取組

- 普段から隣近所の人にはいさつをしましょう。
- 普段から隣近所の地域住民同士のお付き合いをしましょう。
- 地域活動の企画に参加しましょう。
- 地域活動や福祉講座に参加し、地域リーダーやお助けマンになりましょう。
- 地区社会福祉協議会について知りましょう。

社会福祉協議会の取組

No.	取 組	内 容
28	地区社会福祉協議会※の設置に向けた取組の推進	地区社会福祉協議会の設置に向け、コミュニティソーシャルワーカーを中心として、地区担当職員による活動を活性化します。
29	地域リーダーとなる人材の発掘・育成	地域福祉活動を進める地域リーダーとなる人材を発掘・育成するための講座を開催し、区、町内会等を単位とした小地域福祉活動※の推進体制の構築を図ります。
30	モデル事業の立ち上げや推進時の支援	区・町内会等が活動主体である活動について、先進的な取組をモデル事業と位置付け、行政や民生委員・児童委員と連携し、モデル事業の立ち上げや推進に際し、組織体制づくり等の支援を行います。

* 地区社会福祉協議会

地区における福祉を主体的に進める住民組織のこと。住民の生活により近い地域で福祉を実践することを目的としているため、行政区や民生委員・児童委員、ボランティア等により構成されている。

* 小地域福祉活動

住民の顔が見える範囲で行われる、住民自身による自主的な福祉活動のこと。

行政の取組

No.	取 組	内 容	担当課
40	子どもたちの安全を守るための組織の連携強化	子どもの安全・安心地域連携連絡協議会を開催し、警察や学校、防犯ボランティア組織による情報交換をとおして連携を強化し、子どもたちが安心して生活できる地域づくりを推進します。	学校教育課 学校支援室
41	避難行動要支援者救出体制づくり	地区的状況に応じ、地域出前型の避難行動要支援者個別支援計画の作成を支援します。この取組を通じて、災害時における助けあい・支えあいの仕組みをつくります。	健康長寿課 社会福祉課 防災防犯対策課

コラム④

南部地域の利便性と幸せ度アップをめざして

○内容：南部地区社会福祉協議会の取組

社会福祉協議会の出張所として、週2回開所しています。車いすの貸し出しや、分野ごとの専門相談、住民の憩いの場、健活活動・介活プチ講座等を実施しており、夏休みや冬休みには親子向けのお楽しみ会等も開催しています。



(3) 誰もが集える地域の居場所づくり

市民・地域の取組

- 地域活動を行うことができる場を把握しましょう。
- 公共施設を積極的に利用しましょう。

社会福祉協議会の取組

No.	取 組	内 容
31	「みんなの集いの場」としての施設活用	公民館や集会所等の公共施設を、誰もが気軽に立ち寄ることのできる「みんなの集いの場」として活用します。
32	ふれあいサロンの開催	ひとり暮らしの高齢者が閉じこもることなく、人と関わりながら地域で自分らしく生活を送ることができるよう、ふれあいサロンを開催します。
33	老人福祉センターの管理・運営	高齢者の仲間づくり、生きがい促進を目的に、趣味講座や教室、介護予防教室を開催し、高齢者が利用しやすい施設運営に努めます。
34	南部地区社会福祉協議会の充実	南部地区の地域住民の集いの場、困りごと相談の場として開所し、地域住民の利便性を図るとともに福祉サービス、地域福祉の向上に努めます。
35	子どもの居場所づくり	地域において子どもの居場所ができるよう、子ども食堂開設の支援をします。また、おもちゃ図書館を開催し、おもちゃの貸出しと子育て中の親と子どもの居場所、情報交換の場をつくります。
36	ひきこもりの居場所づくり	地域においてひきこもり状態にある方とその家族が家庭外で安心して過ごせる場をつくります。
37	障がい者の居場所づくり	障がいのある人が、気軽に立ち寄れる居場所を作り、仲間や地域住民との交流を通じて、楽しみを持ち暮らしていくようにサロンを開催していきます。

行政の取組

No.	取 組	内 容	担当課
42	地域活動支援センターとの連携	市内外の地域活動支援センターとの連携により、利用促進を図ります。	社会福祉課
43	地域子育て支援拠点事業の整備	地域の各児童館、子育て支援センターの適切な配置を検討します。	子育て支援課
44	児童館の機能充実	児童館の機能充実を図り、遊びを通じて、子どもの心身ともに健やかな成長につなげます。また、児童館において、母親クラブ活動の推進等、地域に根ざした取組を行います。	子育て支援課
45	公共施設の機能充実	老人福祉センター等の公共施設の機能充実を進め、高齢者や障がい者等誰もが利用しやすい施設づくりを進めます。	健康長寿課
46	食生活改善推進員グループによる講座の実施	市民へのさらなる食生活改善の普及のため、食生活改善推進員グループによる講座の実施を支援します。	健康長寿課
47	世代間交流につながるイベントの開催	世代間交流につながるイベントの開催を支援するとともに、日常的に多世代でコミュニケーションを図ることができる地域社会づくりを支援します。	健康長寿課
48	多世代交流拠点の整備	高齢者や子どもたち、子育て世代等誰もが集える場として、子育て支援・多世代交流・多文化共生・生涯学習等既存の公共サービスを集約した複合施設を整備します。この整備にあたっては、閉校となる小学校跡施設を活用して、児童発達支援センター、子育て支援センター、市民交流センター、おたがいさまセンター等の拠点を集めることで、市民同士で支え合う場面や機会を創出し、世代や分野の縦割りを超えて「丸ごと」つながることができる「地域共生」の場を提供します。	企画政策課
49	老人憩いの家の地域への譲渡	市が管理する老人憩いの家を必要な地域に譲渡し、地域の自主的な管理・運営により、さらなる利用促進を図ります。	健康長寿課
50	各地区における老人クラブ活動	各地区に単位老人クラブを設置し、老人クラブ活動を通じて高齢者の仲間づくり、地域における高齢者の居場所の確保を行っていきます。	健康長寿課

No.	取組	内 容	担当課
51	認知症カフェ等の充実	物忘れや認知症への不安をお持ちの方や介護中のご家族、認知症を予防したい方等、誰もが気軽に集える場を開催します。認知症の人が主体的に語り合うミーティングの開催と充実を図ります。	健康長寿課
52	地域における運動教室の充実	高齢者が、身近な地域で週1回程度の運動ができる機会を確保するため、地域の集会所等において、区と協働で運動教室を開催します。	健康長寿課
53	障がいに対する理解を促進する機会の充実	障がい者と地域住民が交流する場を設け、地域住民の障がいに対する理解を促進するとともに、障がい者の社会参画を推進します。	社会福祉課
54	ひきこもり居場所の開催	地域においてひきこもり状態にある方が家庭外で安心して暮らせる場をつくります。	社会福祉課
55	学習等支援の充実	生活困窮者世帯の子どもを対象に学習支援、進学支援を行います。支援に精通した市内の学習塾と連携し、支援体制の充実を図ります。	社会福祉課
56	外国人市民との交流の場の設置	国際交流協会等の関係機関との連携により、市内在住の外国人市民との交流活動を推進し、多文化共生社会の理解を深めます。	市民協働課
57	地域協働拠点の管理・運営	市民活動団体やボランティア団体等にとって、地域協働拠点がより利用しやすい施設となるよう、運営に努めます。	市民協働課
58	公共施設等の有効活用	公共施設の空きスペースや空き店舗、空き家等を地域福祉活動を行う場として有効活用することを検討します。	学校教育課 社会福祉課
59	集会所等の整備のための助成	集会所等のコミュニティ活動の拠点となる施設の整備のための助成を行います。	市民協働課

コラム⑤

地域から始まる多文化共生～豊明団地自治会の取組～

豊明団地には、ブラジル・ベトナムを始めとした多くの国の方々が居住しています。豊明団地自治会は、夏まつり・秋まつりや餅つき大会を始めとしたイベントの開催やごみゼロ運動などの地域活動を実施していますが、外国人居住者も一緒に参加し、地域コミュニティを盛り上げています。

(4) 地域の担い手同士の連携・協働の推進

市民・地域の取組

- 地域福祉に携わる関係者間での連携を深めましょう。

社会福祉協議会の取組

No.	取 組	内 容
38	ボランティア活動のマッチングに向けた連携強化	ボランティア活動とボランティアセンター登録者とを円滑にマッチングするため、社会福祉協議会に配置されているボランティアコーディネーターと福祉関連施設に配置されているボランティア担当者との連携強化を図ります。
39	地域福祉活動に関する情報交換や情報発信の促進	社会福祉協議会、ボランティア団体、市民活動団体、地区福祉委員等が一同に会し、地域福祉活動に関する発表を行うとともに意見交換や情報交換を行う懇話会を開催します。
40	企業や商工会等が実施する社会貢献活動との連携強化	地域福祉活動の活性化を図ることを目的として、企業や商工会等が実施する社会貢献活動との連携強化を図ります。
41	ゆるやかな見守り事業の推進	喫茶店文化を活かして、店舗、利用客（地域住民）、社会福祉協議会、行政が連携を図りながら、常連客等のゆるやかな見守りを推進します。

行政の取組

No.	取 組	内 容	担当課
60	支援を必要とする人を適切な支援へつなげるための地域組織や関係機関等との連携強化	地域で支援を必要とする人の早期発見や適切な支援につなげができるよう、地域組織や地域包括支援センター、相談支援事業者、子育て支援センター等との連携強化に努めます。	健康長寿課 社会福祉課 子育て支援課

No.	取 組	内 容	担当課
61	民生委員・児童委員の役割や活動内容に関する周知	地域住民と関係機関とのパイプ役や地域福祉活動のコーディネーターとしての役割を果たすことができるよう、民生委員・児童委員との連携強化を図るとともに、民生委員・児童委員の役割や活動内容について、周知を行います。	社会福祉課
62	認知症地域支援推進員の配置	認知症地域支援推進員を市や社会福祉協議会、地域包括支援センターに配置し、認知症に関する関係機関のネットワークの構築、認知症の方及びその家族の相談、認知症に関する普及啓発等を推進します。	健康長寿課
63	区・町内会が実施する事業への支援	市民の福祉向上や地域のまちづくりに貢献するまたは行政だけで解決できない地域の課題解決を図るため、区・町内会が取り組む事業に財政支援を行います。	市民協働課
64	地域の自己決定の尊重と推進	各地区の現状や課題、今後の方向性について共有を図るとともに、自治力の高まりに応じ、各地域に責任や役割と権限を分担し、地域の自己決定の尊重と推進を行います。	市民協働課

コラム⑥

サロン発！世代の違う住民同士が“気付き” “知り合い” “つながれる” 木曜カフェアベリアの仕掛け

○場所：荒巻老人憩いの家

○内容：毎週（木）10時30分～16時30分

アベリアを通して“世帯の交流” “世代の交流”を図っています。午前中はシニア世代の居場所として、昼下がりは下校した小学生らの居場所として。子どもが安心していられる居場所は保護者にとって必要な居場所です。“世帯の交流”が自然とできる仕掛けは、地域の防災にも強い地域へつながっています。



(5) 市民一人ひとりに応じた福祉サービスの提供と適切な利用促進

市民・地域の取組

- 福祉サービスについて情報収集しましょう。
- 自分にとって適切なサービスを利用しましょう。
- 福祉サービスについて相談できる所を知りましょう。

社会福祉協議会の取組

No.	取 組	内 容
42	障がい者に対する相談支援の充実	障がい者基幹相談支援センターフィットにおいて、障がいに対する相談支援を行うとともに、相談支援体制の充実を図ります。
43	福祉サービスに関する情報提供の充実	ホームページや社協だより等で、社会福祉協議会が提供している福祉サービスをわかりやすく情報発信します。
44	福祉サービスの充実	その人らしく安心していきいきと暮らせるよう居宅介護・訪問介護・障がい者支援や簡易型生活支援等、自立した生活を送るために必要なサービスを充実していきます。また、制度を利用できないニーズに対しては、社協独自サービスの充実を図ります。さらに、車いすを必要とする人が通院や買い物等に利用できるよう、車いすや車いす対応福祉車両の貸出しを行います。
45	総合相談窓口の充実	「困ったときは社協に」と市民が相談しやすい、総合的な相談窓口の充実を図ります。（高齢者・障がい者・ひきこもり・生活困窮者、その他生活のしづらさ等）

行政の取組

No.	取 組	内 容	担当課
65	福祉に関する情報の共有	高齢者福祉や障がい福祉、児童福祉、その他支援を必要としている人に対する福祉に関する情報について、関係者間で情報交換を行うとともに、効果的かつ効率的な情報共有化に向けたしくみづくりを進めます。	健康長寿課 社会福祉課 子育て支援課 保育課

No.	取 組	内 容	担当課
66	福祉・医療に関する情報の収集・発信と市民の理解促進	関係機関・関係団体・各福祉サービス提供事業所と連携し、福祉・医療に関する情報について、迅速かつ正確に収集します。また、広報紙やホームページ、SNS等の媒体を活用するとともに、地域組織や関係団体等と連携した情報発信を行い、市民の理解を促します。さらに、情報発信機能の充実を図り、利用者ニーズに応じた情報発信を行います。	健康長寿課 保険医療課 社会福祉課 子育て支援課 保育課
67	福祉サービスの提供に関して協議する場の設置	各福祉サービスの利用者が適切にサービスを利用することができるよう、各福祉サービスの提供や運営について、関係機関や関係団体、各福祉サービス提供事業所、福祉専門職等が協議する場を設けます。また、専門部会を設置し、必要なテーマについて検討します。	健康長寿課 保険医療課 社会福祉課 子育て支援課 保育課
68	企業の参入促進	各種福祉サービスを提供する事業所の参入を支援するとともに、市が行っている福祉施設の管理やサービス提供等についても、企業等の参入を促進します。	社会福祉課 健康長寿課
69	地域包括支援センターの機能強化	地域包括支援センターの機能を高め、主に高齢者に対する相談体制の充実を図ります。また、相談支援を行う窓口間の連携を図るとともに、専門性を高め、相談支援体制の充実を図ります。	健康長寿課
70	子育てに関する相談支援の充実	子育て支援センターや児童館において、子育てに関する相談を受けられる体制を整備します。また、気軽に相談ができるよう工夫するとともに、支援が必要な子育て家庭の状況把握に努めます。	子育て支援課
71	地域で課題を解決することができる体制づくりへ向けた検討	困っている人の相談に乗ることや、必要に応じて行政の福祉サービスにつなげること等、地域における相談力の向上を図るため、民生委員・児童委員や地域の相談役となっている人に協力を得ながら、体制づくりを検討します。また、相談応対力の高い人材の育成を図るため、研修や情報交換会等の開催を検討します。	社会福祉課

No.	取 組	内 容	担当課
72	高齢者福祉施策の推進	高齢者福祉計画・介護保険計画に基づき、介護保険サービス利用者に対し適切なサービス提供を推進するとともに、介護予防や高齢者福祉施策の充実を図ります。	健康長寿課
73	障がい児・者福祉施策の推進	障害者福祉計画及び障害福祉計画・障害児福祉計画に基づき、障がい福祉制度の充実を図るとともに、障がいに関する理解を深め、障がい者が地域で暮らし続けられるような社会づくりを推進します。	社会福祉課 子育て支援課
74	児童福祉施策の推進	子ども・子育て支援事業計画に基づき、各種教育・保育サービスやその他子育て支援施策の充実を図り、子育て世帯を支援します。	子育て支援課 保険医療課 保育課
75	各種福祉サービスの提供者への指導	各種福祉サービス利用者が安心して利用できるよう、サービスの質の向上を目的として、サービス提供事業者への実地指導やケアマネジャー等に対する指導・助言・監督等を行います。	健康長寿課 社会福祉課 子育て支援課 保育課
76	生活支援コーディネーターの配置	地域の多様な社会資源を把握・発掘し、組み合わせて新たなサービスを生み出していったり、支援が必要な方と資源を結び付けたりする役割を担う生活支援コーディネーターを配置します。	健康長寿課
77	認知症初期集中支援事業の推進	認知症が疑われる人やその家族を、医療介護の専門職で構成される専門チームが訪問により支援し医療機関の受診や介護保険サービスの利用につなげる等、認知症の早期対応をめざします。地域包括支援センターを中心とし、専門医療機関や地域のかかりつけ医と連携体制を構築しながら進めます。	健康長寿課
78	共生型サービスの普及	障がい者が高齢になっても、円滑にサービスを受けることができるよう、共生型サービスの普及促進に努めます。	社会福祉課 健康長寿課
79	地域における公益的な取組の推進	改正社会福祉法に基づき、日常生活や社会生活上で支援を必要としている人に、必要な福祉サービスが適切な料金で提供されるように、社会福祉法人等に指導・助言等を行います。	社会福祉課

(6) 生きづらさを抱える人に対する支援の充実

市民・地域の取組

- あらゆる福祉問題について知りましょう。
- 支援が必要な人に対して、理解を深めましょう。
- 周りの人の変化に気づいたら行政、社協、民生委員・児童委員、地域のまとめ役に伝えましょう。

社会福祉協議会の取組

No.	取 組	内 容
46	あらゆる福祉問題を抱える人に対する支援の充実	生活困窮者やひきこもり状態にある方等、あらゆる福祉課題を抱える方の相談支援を行います。また、行政や関係機関と連携し、課題解決を図ります。
47	あらゆる福祉課題を抱える人に対する理解促進	様々な福祉課題を抱える人への理解促進講座を開催します。

行政の取組

No.	取 組	内 容	担当課
80	あらゆる福祉問題を抱える人に対する支援の充実	生活困窮者やひきこもりの人等の支援を必要とする人の把握に努めるとともに、関係機関との連携を強化し、アウトリーチ※によるアプローチ等のあらゆる面からの支援を行います。	社会福祉課
81	就労に困難を抱えている人に対する支援	就労に困難を抱えている人に対し、社会福祉協議会やハローワーク等との関係機関と連携し、就労へ向けた支援を行います。	社会福祉課
82	生活困窮者自立支援事業等の取組の推進	居住に問題を抱えたり、収入が少ない等、生活が不安定である人に対し、生活困窮者自立支援事業等の取組を行います。	社会福祉課

* アウトリーチ

「外に手を伸ばす」という意味で、福祉分野では支援が必要であるが届いていない対象者に対して、訪問支援等で出向いて働きかけ、相談支援や情報提供を行うこと。

No.	取組	内 容	担当課
83	犯罪を犯した人に対する適切な福祉的支援体制の整備	犯罪を犯した人に対して、社会復帰の過程で必要な保健医療を含む福祉的支援が受けられるよう、矯正施設等との連絡体制の整備等連携を強化します。	社会福祉課
84	「豊明市いのち支える計画」との連携	「豊明市いのち支える計画」を踏まえ、市民のこころの健康づくりや自殺対策施策を推進します。	社会福祉課
85	ひきこもり状態にある方への支援	相談窓口を中心に、義務教育終了後から切れ目のない支援体制を拡充し、ひきこもり状態にある方へ適切な支援・サービスを実施します。	社会福祉課 子育て支援課 学校支援室
86	LGBT*理解促進研修の開催	市職員、小・中学校教員、市議会議員に対し、NPO の協力のもと LGBT 理解促進研修を開催します。学生等一般市民向けにも開催し、多様性を認め合う社会となる活動を進めます。	市民協働課



赤ちゃん～未就学児・子育て世代の地域の居場所 桶狭間区福祉委員会 “にこにこ子育てカフェ”

○場所： 桶狭間区内（桶狭間区山ノ神集会所）

地域にあった空き家が、気付いたら新築の戸建てに！その戸建てには子育て世代の新たなご近所さん。ご近所同士のお付き合いってどうしたらいいの？と不安な中、世話を焼きさんが気が付いた！！

“赤ちゃんや子育て世代ご近所で気軽に集える居場所が必要”。そんな優しい気付きから始まった子育て応援サロンです。地域の中で子育て世代が取り残されないように、この優しい気付きを市内へ広げていきます。



* L G B T

レズビアン（女性の同性愛者）、ゲイ（男性の同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（生まれた時の性別と自分で認識している性別が異なる人）の頭文字をとった総称で、性的少数者（セクシャルマイノリティ）を表す言葉の一つ。

基本目標4 みんなが支え合うまちをつくる

現状・課題

「地域共生社会」の実現のためには、福祉の分野のみではなく、防犯・防災や教育、産業や都市基盤づくり等の幅広い分野にわたって、地域住民の生活の質を高めるための取組を進めていく必要があります。

市民アンケート調査によると、日常生活の悩みや不安として32.4%が「災害時の備えに関すること」をあげており、その割合は平成20年度の前回アンケートと比較して17.7ポイント上昇しています。近年の社会情勢や、大規模災害の発生等を背景に、安全・安心に対する市民の関心が高まっていることがうかがえます。日常的な地域交流・地域活動は防犯、防災活動にも寄与するものとなるため、福祉の視点から安全な地域づくりへつなげていく視点が重要となります。

また、様々な個性や特徴を持つ市民や地域に対し、重層的、総合的、包括的な支援体制をつくっていくためには、分野を超えた連携を強化していくことが重要となります。相談支援や福祉サービスの提供、情報の収集・発信等において、関係機関によるネットワーク化を図っていくことが大切です。

方向性

本市の地域福祉を円滑に推進するため、環境づくりや体制の整備を進めます。また、市民と地域組織、関係機関、行政等が連携を図るとともに、情報を共有し、地域における防災・防犯に関する対策や活動を推進します。

(1) 支え合いを広げ、強固なものにする環境づくり

市民・地域の取組

- 相手の立場に立った配慮について理解を深めましょう。
- 買い物等に行く場合は、地域の人に声をかけて、一緒に外出しましょう。

社会福祉協議会の取組

No.	取 組	内 容
48	様々な分野の福祉に関する理解の講座の開催	みんなが支え合うよう様々な福祉分野に関する講座を開催し、理解促進を図ります。
49	障がい者共同生活の支援	障がいのある人も地域住民の一員として住み慣れた地域で長く暮らしていくように、グループホームを開設し、住まいの場を提供します。
50	ご近所福祉マップづくりの推進	様々な福祉活動に活かせるご近所福祉マップづくりを推進します。

行政の取組

No.	取 組	内 容	担当課
87	情報発信におけるバリアフリー化の推進	広報紙やホームページ等における音訳、文字拡大や翻訳、外国語版広報の発行等により、誰もが情報を入手できるよう努めます。	市民協働課 秘書広報課
88	あんしん賃貸支援事業の実施	高齢者や障がい者等が賃貸住宅へ円滑に入居することができるよう、県高齢者居住支援センター等と連携し、「あんしん賃貸支援事業制度」等の支援制度について、周知に努めます。	都市計画課
89	外出機会拡大の支援	自動車利用等に対する支援、個々の高齢者や障がい者のニーズに即したサービスを提供することにより、外出機会拡大を図ります。	健康長寿課 社会福祉課

No.	取 組	内 容	担当課
90	ひまわりバス	ひまわりバスの利用者のニーズを踏まえ、路線やダイヤの見直しを検討します。また、ひまわりバス利用者拡大を図るための各種利用促進策を実施します。	企画政策課
91	予約型乗合タクシー事業の実施	高齢者等、外出に不便を感じている市民の生活維持と健康維持を図るために外出目的と目的地への手段確保をセットにした予約型乗合タクシー事業の導入を検討します。	企画政策課

コラム⑧

**子供たちに故郷（ふるさと）を。
サロンから始まる世代を越えたご近所のつながりづくり！
つながりができると、防災にも強いご近所に！！**

○場所 : ハツ屋老人憩いの家

○内容 : 毎月第3日曜日14時00分～16時00分

子どもたちの故郷がない、ご近所同士のつながりが薄い、これでいいのか自分たちの地域は?と防災に携わる住民の気づきから始まったサロン活動。子どもから高齢者までが参加しやすいような仕掛けをし、その中で住民同士のつながりができるように心がけています。住民同士のつながりが強い地域は、防災にも強い地域となります。この気づきを住民自身が感じるよう、継続した活動が期待されています。



(2) 災害時に一人残らず避難できる体制づくりと安否確認

市民・地域の取組

- 災害時の避難について関心をもちましょう。
- 地域の避難訓練に参加しましょう。
- 普段から家族で災害時の対応について話し合いましょう。
- 普段から、ご近所への声掛けをしましょう。

社会福祉協議会の取組

No.	取 組	内 容
51	災害ボランティアコーディネーターの育成	災害ボランティアセンターの効果的な運営のため災害ボランティアコーディネーター養成講座を開催します。また、フォローアップ講座や防災訓練を通してスキルアップを図ります。
52	災害ボランティアコーディネーター活動マニュアルの見直し	災害発生時に災害ボランティアコーディネーターが円滑に活動できるよう、災害ボランティアコーディネーター活動マニュアルの定期的な見直しを行います。
53	社会福祉協議会災害ボランティアセンター*設置及び運営マニュアルの見直し	災害発生時に災害ボランティアセンターとして円滑に機能できるよう、災害ボランティアセンターマニュアルの定期的な見直しを行います。
54	災害ボランティアセンター立上げ訓練の実施	災害時の迅速・効果的な災害ボランティアセンター運営のため、災害ボランティアセンターマニュアルに基づき立ち上げ訓練を実施します。
55	顔のみえるつながりづくり	災害発生時には、地域ぐるみの助け合いが必要です。日頃から地域での顔の見えるつながりを深めていく活動を推進していきます。

* 災害ボランティアセンター

災害発生時、社協がボランティアの受付や調整等を担うために、とよあけ災害ボランティアネットワークと共に設置・運営する機関。災害ボランティア養成講座も実施している。

行政の取組

No.	取 組	内 容	担当課
92	自主防災組織を活性化するための体制整備	豊明市自主防災組織連合会の主導により、市内の各自主防災組織の支援を行うことができる体制の整備を進めます。	防災防犯対策課
93	防災訓練への障がい者の参加促進	災害時に障がい者が円滑に避難することができるよう、行政区や自治会、地域の民生委員・児童委員等と連携し、地域の防災訓練への障がい者の参加を促します。	社会福祉課
94	防火意識の高揚	住宅火災時において、高齢者等の避難時に支援を必要とする人の逃げ遅れを防ぐよう、高齢者の防火対応能力の向上をめざすことを目的として、防火意識の高揚に努めます。	尾三消防本部
95	避難行動要支援者支援体制マニュアルによる避難行動要支援者登録制度の推進	災害発生時において、避難行動要支援者が円滑に避難することができるよう、各地域の自主防災組織等と連携し、避難支援を行う体制の整備を進めます。また、個別支援計画に基づき、避難行動要支援者の支援を行います。	健康長寿課 社会福祉課 防災防犯対策課
96	避難行動要支援者救出体制づくり（再掲）	地区の状況に応じ、地域出前型の避難行動要支援者個別支援計画の作成を支援します。この取組を通じて、災害時における助けあい・支えあいの仕組みをつくります。	健康長寿課 社会福祉課 防災防犯対策課
97	福祉避難所の設置	災害発生時において、高齢者や障がい者、疾病者等の支援を必要とする人が、一般の避難者とは別の場所で安心して避難所生活を送ることができるよう、福祉施設等と連携し、福祉避難所を設置します。	防災防犯対策課 社会福祉課 健康長寿課

(3) 地域ぐるみで取り組む防犯活動・防犯対策の推進

市民・地域の取組

- 防犯活動・防犯対策に関心をもちましょう。
- 地域で不審者等をみかけた時は、警察に通報しましょう。
- 日頃からご近所同士あいさつしましょう。

社会福祉協議会の取組

No.	取 組	内 容
56	あいさつ運動の推進	地域組織と連携し、顔の見えるつながりあえる地域づくりや安全な地域づくりのため、あいさつ運動を推進します。

行政の取組

No.	取 組	内 容	担当課
98	地域の見守り活動の推進	自主防犯組織や警察等と連携し、子どもの登下校の見守り活動や高齢者世帯等への巡回声かけパトロール等を行うことで、防犯に対する知識の普及や防犯意識の高揚を図るとともに、地域ぐるみの自主防犯活動体制の確立や自主防犯活動の活性化につなげます。	防災防犯対策課
99	防犯活動の推進	犯罪の発生を防ぐため、防犯意識の高揚を図るとともに、自主防犯団体に対する支援や、街頭犯罪や侵入犯罪、子どもを対象とした犯罪の抑止活動を促進します。	防災防犯対策課
100	防犯教室開催事業	防犯教室の内容の見直しを行うとともに、各地区での防犯教室の開催を推進することで、市民の防犯教室への参加を促します。特に、高齢者等の支援を必要とする人を対象とした防犯教室の充実に努めます。	防災防犯対策課
101	防犯情報の提供（危険度情報の提供事業）	緊急性の高い犯罪情報を迅速かつ正確に、また、より多くの市民に対して伝達することができるよう、学校や地域との連携強化に努めます。	防災防犯対策課

No.	取 組	内 容	担当課
102	社会を明るくする運動の推進	犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くための「社会を明るくする運動」を保護司を始めとする民間協力者等と連携して推進します。	社会福祉課
103	再犯防止活動の促進	再犯の防止や地域の安全・安心につながるような矯正施設等の意義・役割等について、地域住民の理解を深めるため啓発に努めます。	社会福祉課

コラム⑨

避難行動要支援者制度について

○内容：阿野区の取組

阿野区では、「自分たちの命は自分たちで守る」ことをめざし、平成24年度より避難行動要支援者個別支援計画を作成しています。避難行動要支援者個別支援計画では、災害等が発生した際に避難行動要支援者制度に登録している要支援者を近隣に居住している支援者が声かけや避難所までの誘導等を支援する支えあいの仕組みをつくっています。支援者は誰が担うのか区内で協議した上で、この避難行動要支援者個別支援計画を日ごろからの見守り活動や避難訓練時等の救出訓練においても役立てています。

この活動が市内全域に広がっていくために健康長寿課・社会福祉課・防災防犯対策課の3課が共同し、各地区の実情に考慮した地域出前型の避難行動要支援者個別支援計画の後方的作成支援を行っています。この事業では、阿野区をモデルとし、各地域の区長や自主防災委員、民生委員・児童委員等の地域支援者と一緒に作成を進めています。

避難行動要支援者個別支援計画作成済み地区は年々増えています。今後もこの活動を市内の全区へと増やし、災害時における助けあい・支えあいの仕組みづくりを行っていきます。

(4) 「丸ごと」の支援を可能にする関係機関のネットワークの強化

市民・地域の取組

- 地域福祉に関する情報の共有を図りましょう。
- 自分や地域の困りごとを民生委員・児童委員に相談しましょう。

社会福祉協議会の取組

No.	取 組	内 容
57	保健・医療機関との連携強化	行政や市内の医療機関、福祉サービス事業者等が連携を強化し、包括的な支援を行うことができる体制づくりを進めます。
58	ボランティアセンターの機能強化	ボランティア団体へ十分な活動支援を行うことができるよう、ボランティアセンターの機能強化を図ります。
59	総合支援体制の強化	制度や分野を横断的に連携を図ることで制度の狭間にある課題の発見や解決できる体制を強化していきます。

行政の取組

No.	取 組	内 容	担当課
104	ネットワークの形成・強化	市内の福祉に携わる関係者や福祉サービス事業者等において、情報共有を図るとともに、地域課題の把握や、解決に向けた取組、協議の場の機能強化を行います。	健康長寿課 社会福祉課 子育て支援課
105	保健・医療機関との連携強化	行政や市内の医療機関、福祉サービス事業者等が連携を強化し、包括的な支援を行うことができる体制づくりを進めます。	健康長寿課 社会福祉課 子育て支援課
106	公的保険外サービスの創出・活用促進	公的保険では対応できない多様なニーズについて、市場の民間サービスを活用することにより、生活のしづらさ（日常生活の課題）を克服したり、「ふつうに 暮らせる しあわせ」を実現できるよう、民間企業との連携により、質が高く利用しやすいサービスの創出をめざします。	健康長寿課

第5章

豊明市成年後見制度利用促進計画

○ 豊明市成年後見制度利用促進計画の概要

(1) 計画策定の趣旨と背景

平成28年に施行された「成年後見制度利用促進法」により、成年後見制度の利用促進に関する施策について、基本的な計画を定めることが市町村の努力義務とされました。

以前より、尾張東部圏域では5市1町広域行政により、尾張東部成年後見センターを運営してきており、平成30年度には「尾張東部圏域における成年後見制度利用促進計画」が広域計画として策定されました。また、令和元年10月に尾張東部成年後見センターは、成年後見だけでなく、地域の権利擁護を総合的に推進することを目的として、「尾張東部権利擁護支援センター」に名称が改められました。

本市では、成年後見制度の利用促進を含む市民の権利擁護に関する施策のより一層の推進を図るため、「尾張東部圏域における成年後見制度利用促進計画」をもとに、「豊明市成年後見制度利用促進計画」を策定し、本計画中に盛り込みます。

(2) 計画の位置づけ

「豊明市成年後見制度利用促進計画」は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条第1項の規定に定める「市町村成年後見制度利用促進計画」として位置づけます。

「豊明市成年後見制度利用促進計画」は、「豊明市地域福祉計画」の下位計画に位置づけます。また、これまでに策定され、実行されてきた各福祉関連計画、「尾張東部圏域における成年後見制度利用促進計画」との整合性を図って策定していきます。

(3) 計画の期間

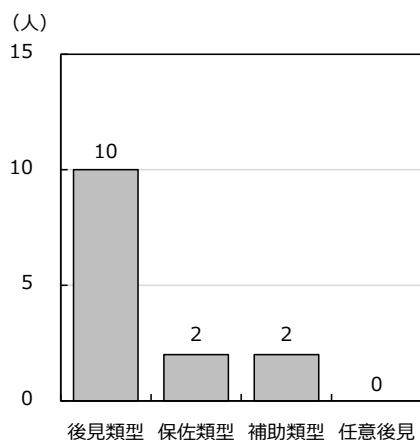
「豊明市成年後見制度利用促進計画」は、「豊明市地域福祉計画」と合わせて令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。

(4) 豊明市の現状

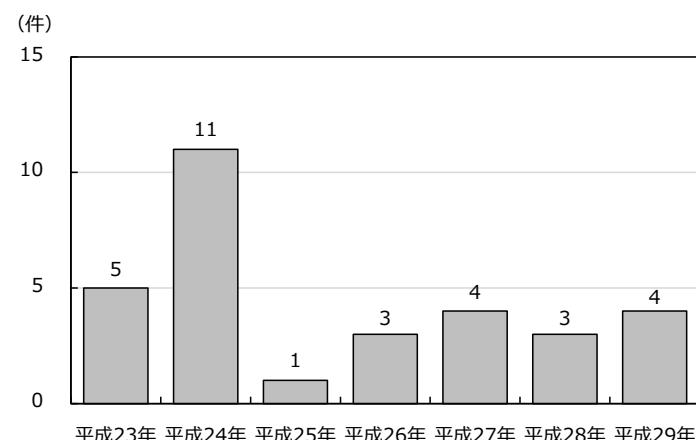
本市の平成30年度末時点の成年後見制度の利用者数の状況をみると、10人が「後見類型」（判断能力を欠く人に対する類型）と、最も多くなっています。

平成23年度に尾張東部成年後見センター（現、尾張東部権利擁護支援センター）が設置されました。平成22年まで0件であった首長申立て※の件数は、平成23年以降、各年1～5件程度で推移しており、平成24年は11件となっています。

■成年後見制度の利用者数



■首長申立ての実施状況



資料：名古屋家庭裁判所提供資料
(平成30年度末時点)

※ 首長申立て

成年後見制度の利用の必要性があるが、身寄りがなく自身では申立てを行えない方の為に、市が窓口となり、裁判所に後見申立てを行うもの。

基本目標 1 支え合いの心を育む

No.	取 組	内 容
1	地域における権利擁護支援のための広報・啓発	尾張東部権利擁護支援センターと連携し、市民、医療、福祉関係者等に対する権利擁護支援の広報啓発を進めます。
2	広域市町と連携した成年後見制度の利用促進	尾張東部権利擁護支援センターを活用して中核機関※の整備を広域レベルで行い、意思決定支援を重視した成年後見制度の利用促進を行います。
3	成年後見人制度等の利用支援	認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者等、判断する能力が十分でない人が尊重され、利益が守られるよう、成年後見人制度等の利用支援を行います。

基本目標 2 支え合いを広げる人を育む

No.	取 組	内 容
4	親族後見人※への支援	尾張東部権利擁護支援センターと連携し、親族後見人が日常的に相談等を受けられる体制整備や適切な財産管理への支援、後見業務を学ぶ機会の提供等を行います。
5	市民後見人※への支援	尾張東部権利擁護支援センターと連携し、市民後見人の継続的な養成や市民後見人バンク登録者の拡充、市民後見人が安心して活動するための支援の充実を図ります。
6	法人後見※の質の確保と向上	本人へのモニタリング等を通して法人後見の質を点検するとともに、地域連携ネットワークを通して意思決定支援の理念や実践を支援者間で共有します。

※ 中核機関

専門職による専門的助言等の支援の確保や、協議会の事務局等、地域連携ネットワークのコーディネートを担う機関のこと。

※ 親族後見人

被後見人の親族が後見人となること。

※ 市民後見人

親族以外の一般市民による後見人のこと。

※ 法人後見

社会福祉法人や社団法人、NPO 等の法人が成年後見人、保佐人もしくは補助人になり、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うこと。

基本目標3 支え合いの仕組みをつくる

No.	取 組	内 容
7	日常生活自立支援事業との連携促進	認知症高齢者や知的障がい者、精神障がいの方で判断能力は十分でなくとも契約能力があり、地域で自立して生活できる場合は、日常生活自立支援事業を実施する社会福祉協議会につなぎます。
8	虐待対応の仕組みの検討・構築	虐待対応スーパーバイザーや、法律専門職の協力を得て虐待対応の仕組みを検討・構築していきます。
9	虐待及びドメスティックバイオレンス（DV）への対応	民生委員・児童委員や地域組織と連携し、児童や高齢者、障がい者等に対する虐待やドメスティックバイオレンス（DV）等ができる限り早期に発見し、対応します。
10	相談対応	親族や民生委員・児童委員、福祉関係者等から成年後見制度や権利擁護に関する相談がある場合、迅速かつ適切に対応とともに、専門的な対応が必要な場合、尾張東部権利擁護支援センターにつなぎます。
11	成年後見制度利用支援事業の実施	成年後見制度利用支援事業の安定的実施と、必要に応じた首長申立ての推進を行います。

基本目標4 みんなが支え合うまちをつくる

No.	取 組	内 容
12	尾張東部権利擁護支援センター等との連携強化	権利擁護に関して、尾張東部権利擁護支援センターと役割分担を行うとともに、その他の関係機関や専門職団体との連携を図ります。
13	法人後見実施機関の配置・育成の検討	尾張東部権利擁護支援センターと連携し、本市での法人後見実施機関の配置や育成を検討します。
14	中核機関の強化	中核機関としての機能の強化・拡充を行うとともに、職員体制を整え、専門的機能の向上を支援し、安定的な運営に努めます。
15	地域連携ネットワーク構築のための組織づくり	地域連携ネットワークの個別支援の仕組みとしてチームづくりを進めます。
16	既設委員会※の充実	広域的な地域連携ネットワークに相当する既設委員会をより充実させます。
17	行政主導の発揮	地域連携ネットワークの重層的な形成における行政の主導性を発揮します。
18	権利擁護のための組織運営	地域連携ネットワークを重層的に組織し、事務局機能※を中核機関と幹事市町が担います。

※ 既設委員会

各市町の地域ケア会議や障害者自立支援協議会、地域包括ケアシステム等の既存の会議体。

※ 事務局機能

自治体、専門職団体、家庭裁判所、関係機関が関わり、連携していくために、地域連携ネットワークの中核となる機関としての中核機関が担う役割。

第6章

計画の推進体制

1 推進体制

(1) 地域福祉推進の強化

市民が地域福祉活動に積極的に取り組むことができるよう、地域組織等との情報共有や交流の場を設けます。また、地域活動に先進的、先導的に取り組んでいる人や団体に対し、支援を行います。

(2) 市民と事業所との連携の強化

問題が深刻化する前に支援が必要となる人への早期の対応ができるよう、地域における見守り活動等の支援と専門的な相談支援機関による支援の相乗効果により、地域の福祉力を高め、市民や地域組織、関係団体、事業所等が緊密に連携する体制の強化を図ります。

(3) 庁内の連携体制の強化

教育施策や交通施策等の、地域福祉施策以外で、日常生活に関連する分野との調整や協力等を行うことができるよう、庁内関係各課との連携を図り、総合的かつ横断的な地域福祉施策の展開に努めます。

(4) 行政と社会福祉協議会との連携の強化

行政と社会福祉協議会が適切な役割分担を行い、連携、協働して、地域福祉施策を実施します。また、役割が重複する施策、取組の実施に際し、情報共有を進めることで、効率化や有効性の向上を図ります。

(5) 社会福祉協議会の組織強化

社会福祉協議会においては、地域福祉の推進を図ることができるよう、相談機能の充実や財源の確保を行います。そのため、会員募集や共同募金運動、介護保険事業等を実施し、得た財源で地域福祉事業を展開します。また、質の高い事業を円滑に提供するためには、人材の確保や育成、掘り起こしを進める必要があることから、内外の研修に参加し、職員の資質向上を図ります。

また、災害時には、市と連携し、災害ボランティアセンターの設置や運営等の業務が求められています。限られた人員でも大切な業務ができるよう、災害に対する体制の強化を図ります。

2 進行管理・評価

本計画に基づく施策の進捗状況を把握するとともに、本計画全体の成果についても点検・評価することが重要です。地域の課題を把握し、課題解決のための活動を行っているのは市民であることから、本計画の推進にあたり、市民の視点に立った点検及び評価を毎年度行い、施策の改善につなげていきます。

計画の進行管理にあたっては、総合的かつ効果的に施策を推進するため、PDCAサイクルを活用します。また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業へ反映するとともに、新たな課題についても解決に向けて取り組みます。

本計画の第5章に位置付けている「豊明市成年後見制度利用促進計画」においても、本計画と合わせて進行管理を行っていきます。

資料編

1 策定の経過

本計画は、次のような経過を経て策定しました。

なお、行政による「豊明市地域福祉計画」と豊明市社会福祉協議会による「豊明市地域福祉活動計画」は、豊明市地域福祉計画推進委員会において一体的に検討しました。

年月日	内容
令和元年 5月 27 日	令和元年度第1回豊明市地域福祉計画推進委員会・ 豊明市いのち支える自殺対策推進本部の開催
6月 20 日 ～7月 19 日	民生委員・児童委員アンケート調査の実施
6月 26 日 ～7月 10 日	市民アンケート調査の実施
8月 9 日 ～8月 26 日	団体ヒアリング調査の実施
9月 30 日	令和元年度第2回豊明市地域福祉計画推進委員会・ 豊明市いのち支える自殺対策推進本部の開催
12月 23 日	令和元年度第3回豊明市地域福祉計画推進委員会・ 豊明市いのち支える自殺対策推進本部の開催
令和2年 2月 6 日 ～3月 5 日	パブリックコメントの実施
3月 12 日	令和元年度第4回豊明市地域福祉計画推進委員会・ 豊明市いのち支える自殺対策推進本部の開催

2 策定委員会

(1) 豊明市地域福祉計画推進委員会運営規則

平成26年9月26日
規則第33号

(趣旨)

第1条 この規則は、豊明市附属機関設置条例（平成26年豊明市条例第34号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、豊明市地域福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(担任事務)

第2条 条例第2条に規定する委員会の担任する事務の細目については、次に掲げる事務とする。

- (1) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事務
- (2) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事務
- (3) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、地域福祉計画の推進に関し、必要な事項に関する事務

(委員)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 社会福祉を目的とする団体及び事業者の代表
- (3) 保健、医療又は福祉施設等の関係者
- (4) 公募により選出された市民
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(2) 豊明市地域福祉計画推進委員会委員名簿

氏名（敬称略）	所属	要件
加藤 誠	豊明市社会福祉協議会会长	社会福祉を目的とする団体及び事業者の代表
梶間 通彦	豊明市民生児童委員協議会会长	社会福祉を目的とする団体及び事業者の代表
新沼 英明	名古屋短期大学准教授	学識経験を有する者
河口 令子	日本赤十字社豊明市地区奉仕団委員長	保健、医療又は福祉施設等の関係者
黒田とみえ	ボランティア団体等代表者	社会福祉を目的とする団体及び事業者の代表
伊藤昌司郎	豊明市老人クラブ連合会会长	社会福祉を目的とする団体及び事業者の代表
服部 裕	豊明市子ども会連絡協議会会长	社会福祉を目的とする団体及び事業者の代表
木村 誠子	愛知県瀬戸保健所健康支援課長	保健、医療又は福祉施設等の関係者
三浦美智子	豊明福祉社会理事	社会福祉を目的とする団体及び事業者の代表
吉川 孝子	公募市民	公募により選出された市民
梅本 進	//	公募により選出された市民
斎藤 純恵	//	公募により選出された市民

3 豊明市社会福祉協議会の事業紹介

令和元年度時点の、豊明市社会福祉協議会で実施している事業は次のとおりです。

No.	事業	内容
1	ふれあいサロン	ひとり暮らし高齢者を対象に地域の集会所や老人憩いの家等で参加者同士やボランティアとふれあうサロンを開催（1回 300円）
2	緊急電話設置費等助成	ひとり暮らし高齢者と高齢者世帯を対象に緊急電話装置レンタル料金の半額を助成
3	紙おむつ給付	民生委員・児童委員を通じ社協に申請し、寝たきり状態の人を対象に紙おむつのチケット支給。（無料） ※入院・入所中の方は除く
4	車いす貸出し	車いすを1ヶ月、貸出し（無料）
5	車いす専用車貸出し	車いすに乗った方が乗降しやすい自動車の貸出し。（燃料程度の自己負担）
6	高齢者健康寿命延伸外出支援事業「らくらす」	老人福祉センター内で開催。体操、介護予防等のプログラムを実施。
7	すこやか教室	健康・介護予防に関する出前講座（無料）
8	墓守同行サービス	墓参りの付き添いをします。（介護保険適応外）
9	介護者のつどい・交流会	在宅で介護している人を対象に介護教室、日帰りバスツアー等でリフレッシュや介護者同士の交流会。
10	にこにこ食堂	地域での子どもの居場所づくり。毎月1回程度
11	おもちゃ図書館	障がい児と3歳未満の幼児を対象に遊び場の提供とおもちゃの貸出を実施。また、親子の交流の場。（無料）
12	貸付事業（生活福祉資金・暮らし資金・愛の資金・緊急生活資金）	低所得者等が一時的・緊急にくらしの維持が困難となった場合に資金の貸付を行います。
13	日常生活自立支援事業	福祉サービス利用の支援やそれに併せての日常的金銭管理、日常生活に必要な事務手続等のお手伝い。（1回 1,200円）

No.	事業	内容
14	法律相談	弁護士による法律相談 第2火曜 1人20分 定員6組、無料
15	支えあいのまちづくり	支えあいのまちづくりを推進、小地域活動に関する相談支援。
16	支えあいのまちづくりモデル	地域で福祉問題を発見し、地域に住む人同士が助け合い、支えあえる地域づくりを支援
17	とよあけボランティア・市民活動団体助成事業	赤い羽根共同募金の配分金を財源とし、公開プレゼンテーションにより福祉のまちづくりを行う団体に対し助成を行う。
18	バスハイキング	障がい児・者の社会参加と福祉の向上ため日帰りバスハイクを実施、年1回
19	クリスマス会	障がい児・者の親睦を図り、激励するためクリスマス会を実施、毎年12月
20	福祉教育	市内小・中・高校を社会福祉協力校に指定し、実践教室、ボランティア体験学習等により総合的に福祉教育を推進。
21	福祉団体育成	老人クラブ、子ども会、障がい者等の団体に対し、運営の支援と助成金を交付
22	地域福祉講座	地域福祉に対する意識を深めていただくため講座を開催
23	社会福祉大会	① 福祉功労者の表彰、社会福祉に関する諸問題を協議 ② 映画・講演会等のアトラクションを実施
24	会員募集	会員に加入して頂き、本会の活動に経済的な協力を頂くもの。
25	赤い羽根共同募金運動	地域福祉を推進するために必要な財源確保と財源基盤の強化を図るため募金運動を実施。
26	日本赤十字社社資募集	社員になっていただき、災害救護・血液事業等日本赤十字社の活動資金への協力を頂くもの。
27	ボランティアセンター	ボランティアに関する相談・活動支援・指導・情報提供、体験型講座・養成講座の開催、ボラフェスタ開催支援。社協だより発行
28	南部地区社協	山ノ神集会所（新栄町）で月・木曜日9時30分～16時まで、日常生活での困りごと相談や南部地域の福祉活動の推進。

No.	事業	内容
29	総合相談	介護、障がい、子ども、高齢者、生活困窮、ひきこもりをはじめ身の回りの困り事等の相談に応じます。
30	こころのセルフケア相談	臨床心理士による人間関係や心理的な悩み、気持ちを整理したい時等の相談に応じます。月1回第3木曜日。予約制。
31	生活支援コーディネーター（地域支えあい推進）	地域で活動している方たちのネットワークづくり。 地域の活動の担い手や新たなサービスづくりのお手伝い。
32	豊明市自立生活相談センター“よりそい”	課題を整理し、自立した生活に向けてどのような支援が必要か一緒に考えます。
33	豊明市ひきこもり相談窓口“はばたき”	相談支援、居場所・学習支援、就労支援等、相談者の気持ちに寄り添い、一歩踏み出すための支援を行います。
34	豊明市社会福祉協議会 ホームヘルプサービス	介護保険でのホームヘルパーの派遣、障がい者のホームヘルパーの派遣、ガイドヘルパーの派遣
35	まごころサービス	地域包括支援センターの介護予防計画に基づき、洗濯、掃除、ゴミ出し、外出支援等により在宅生活を支援するもの
36	豊明市社会福祉協議会 居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）	要介護者等がその心身の状況等に応じ適切なサービスを受けられるようにサービス計画を作成し支援します。
37	豊明市障がい者基幹相談 支援センター“フィット”	福祉サービスの利用、日常生活の困りごと、関係機関との連絡調整、成年後見制度の利用や虐待相談等。
38	豊明市社協相談支援事業所	障がい者福祉サービス等の利用計画を作成
39	豊明市老人福祉センター 指定管理業務	憩いの場、仲間づくりの場として、また健康増進、教養の向上及びレクリエーション等に活用していただく施設の管理。 利用時間：9時～16時30分（原則休館は月曜日）
40	移動販売車事業	高齢者や障がい者を雇用し、移動販売車を用いて市内学校・企業やイベント会場等で飲食物等の販売を行います。

豊明市第2次地域福祉計画・第4次地域福祉活動計画

発行年月 令和2年3月

発行 豊明市 ・ 豊明市社会福祉協議会

編集 豊明市 健康福祉部 社会福祉課

愛知県豊明市新田町子持松1番地1

TEL : 0562-92-1119 FAX : 0562-92-1141

豊明市社会福祉協議会

愛知県豊明市新田町吉池18番地3

TEL : 0562-93-5051 FAX : 0562-93-3880